

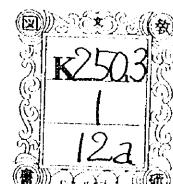
K250.3

1

12a

文部省著作教科書

社会科 12



命財産の保護

社会科 12

生命財産の保護



## 目 次

はじめに	1
第1章 健康な生活のために	3
I 健康な生活を	3
II 日本の社会はどんな病氣でなやんでいるか	3
III どうしたら病氣を少なくすることができるか	9
1 きれいな安全な水をゆたかに供給しよう	10
2 安全なきれいな食物の供給	11
3 汚物や汚水を衛生的に処理しよう	13
4 ごみや廃物の処理はよいだろうか	14
5 清潔な明るい住宅と健康な村や都市	15
6 公衆の使用する場所をきれいに	16
7 有害な生物を駆逐しよう	17
8 傷染病を防止しよう	18
9 どこにも医師を	20
10 健康な職場にしよう	22
11 健康な遊びを	23
12 衛生についての知識をひろめよう	24
13 病氣を予防し治療する制度や施設を充実しなければならない	25
14 みんなで力をあわせて病氣をなくそう	29
第2章 安全な生活にしよう	32
I 安全な生活を	32

II まず家庭生活の安全から	33
III 交通安全	34
IV 産業の安全	40
1 産業の進歩と安全	40
2 どのような災害がおこっているだろうか	41
3 産業の災害はどうしたらなくすことができるか	44
4 災害による負担をどうして軽減するか	48
第3章 火事を防ごう	51
I 火災の國日本	51
II 火災はどのような原因からおこっているか	53
III 火の力	54
IV 火の用心	56
V 消防活動はどのように行われるか	57
VI 消防水利は十分か	58
VII 消防の制度や施設はどのように変わって來たか	59
VIII 火災損害の負担はどのようにして軽くするか	62
第4章 犯罪から社会を守ろう	65
I 民衆を守る組織	65
II 警察制度はどのようにになっているか	67
III 犯人をどうしてみつけるか	70
IV 刑罰はどのようにして決められるか	74
V 青少年の犯罪	77
あとがき	85

## はじめに

「ゆりかごから墓場まで」と呼ばれる保険制度が、こんどイギリスで行われるようになったという報道をきみたちは聞いているだろうか。

これはイギリス國民ならだれでも、病氣になった時にはいっさいの治療費や入院費を、赤ちゃんの生れる時には出産の補助金を、就業中にけがをした時はその手当を、退職した時には年金を、失業した時には生活の手当を、それぞれあらえるという社会保険であり、世界で最も進んだ、また最も範囲のひろい社会保険だというので、このニュースは世界の人々をうらやましがらせた。

病氣になった時、けがをした時、失業した時、年を取った時、お金の心配がなくなれば、人間の生活はどんなに心やすく、うれしく、ゆかいなものになるだろうか。きみたちのとうさんやおかあさんに聞いてみたまえ。

人間は本來幸福な生活を求めている。幸福な生活とはどんな條件をそなえたものであろうか。それは、人によっていろいろ違うかも知れないが、多くの人が考える幸福な生活の第一條件は、われわれが病氣や事故や犯罪から保護されるということである。人間の生命を安全にし、これを育て尊ぶことは人間の心からの願いでもあり、また、最も高い理想につらなるものもある。幸福な生活の第二の條件は人々の持っている財産が、災害や犯罪から安全に守られ、利用の道が開かれているということである。

病氣を診断したり治療したりするいろいろな施設や制度、火災を防ぐ消防制度、犯罪から守る警察・検察・裁判の諸制度、等々をはじめとして、今の世の中の人々のいろいろな活動や営みの大部分は、この幸福を願い求める心がもとになっている。「ゆりかごから墓場まで」の社会保険は、この万人の願いを解決するのに、数歩を進めたもので

あろう。

わが國においても生命財産の保護の制度施設は、まだ十分ではないが、いろいろと行われている。

われわれは、ますますこの方面についての研究をふかめ、改善に力をあわせて、生命財産のよく保護された平和な國をつくって行かなければならぬ。

この教科書は生命財産の保護の中でも、さしあたって、きみたちの生活にみがかな公衆衛生・安全・消防・犯罪防止という面について、きみたちと共に考えようとしたものである。

(なお、この研究にあたっては、社会科教科書11「自然の災害とその軽減」、15「社会の政治」、22「生活安定への対策」を参考すること。)

## 第1章 健康な生活のために

### I 健康な生活を

たった一本の歯でもしくしくと痛みだすと、三度三度の食事のつらさはいうまでもなく、勉強も仕事もやる気がしないものである。一本の歯でもそうなのだから、十日も二十日も、さらに一月も一年も休まなければならないという病人の苦しみや心配はどんなだろうか。

今、きみたちの大部分は健康で元気にみちているだろうから、病氣の人の苦しみを、そんなに強く考えないかも知れない。しかし、父や母が病氣になったことのある人は、それがどんなに心配な悲しいものであるかを知っているだろう。

病氣になると、痛みや苦しみばかりでなく、学問や仕事ができなくなり、家庭の人々の心配や世話、それによる社会生活の能率の低下など、いろいろなさしさわりができるて来る。

人間が楽しく、明るく、生きて行くためには、だれもがすこやかなからだを持たなければならぬ。いったいどうしたら病氣にからないう様にできるだろうか。それにはひとりひとりの注意が必要なのはいうまでもない。きみたちは健康になるための知識や注意を、すでにいろいろな時に実習しているだろうが、同時にだいじなことは、社会の人たちが協力して病氣をなくすように努力することである。

### II 日本の社会はどんな病氣でなやんでいるか

**國民の死因** きみたちの友人は、ふつうどんな病氣で学校を休むだろうか。また、きみたちの友人の家人、近所の人たちは、どんな病氣でねていたり、仕事を休んでいるだろうか。

— 3 —

いったい日本全体としてはどんな病氣があり、またどんな病氣が、いちばん多く、人間の生命をうばっているだろうか。これを昭和22年の調査による國民死因の順序によつて調べてみよう。

結核 この表によつてまず気がつくことは、結核による死亡が非常に多いということである。結核は國民死因の第一位をしめるばかりでなく、死亡実数は14万6千をこえ、死亡総数に対する12%近くをしめている。また死亡率は人口1万に対して18・8といふことになっている。結核

患者は結核による死亡実数の10倍位はいると思われるから、したがつてわが國では150万—160万の結核患者がいることになる。これは國民の約2%にあたる数である。

わが國民死因のおもな原因 (昭和二二年) 統計局資料による	死 亡 の 原 因	死 亡 総 数 に 対する百分比
	結 核	12.0
	頭がい内の血管損傷	8.3
	肺 炎	8.3
	老 裕	6.5
	下痢・腸炎・腸かいよう(2才以上)	4.5
	上(2才未満)	3.8
	じ ん 膜 炎	3.7
	先 天 性 の 腹 脱	3.4
	不 虚 の 傷 害	3.2
	氣 管 支 炎	2.9
	は し か	1.7
	病 名 の 不 明 の も の	1.6
	百 日 症	1.4
	早 生 (1才未満)	1.2
	自 杀	1.0
	赤 痛	0.8
	か づ け	0.7

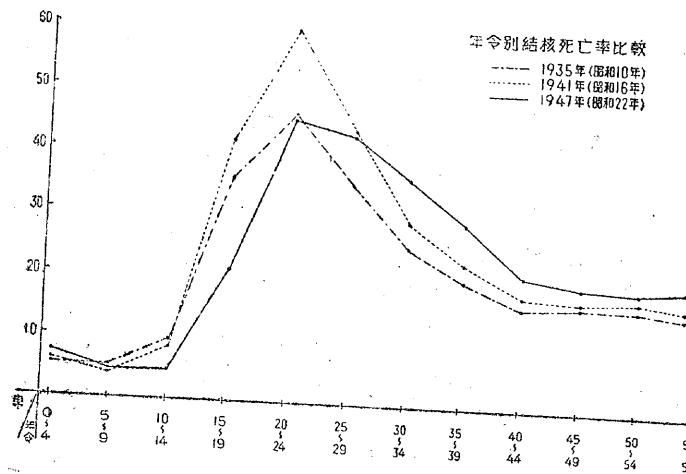
わが國青年死因のおもな原因 厚生省資料による (昭和一六年)	死 亡 の 原 因	死 亡 総 数 に 対する百分比
	結 核	56.1
	肺 炎	4.9
	ろく膜 炎	4.8
	原 因 不 明 の 腸 腹 炎	4.1
	不 虚 の 傷 害	3.3
	胸膜炎(結核性を除く)	2.8
	下痢・腸炎・腸かいよう	2.5
	じ ん 膜 炎	2.3
	腸 チ フ ス	1.7
	自 杀	1.7

しかもわが國の結核死亡数を年次別にみると、明治から大正にかけて次第に増加し、第一次歐州大戦中急に高まったが、その後結核対策も行われ、一時低下しかけた。しかし昭和になり、再び上昇はじめ、

— 4 —

特に戦争中多くなつたことがわかる。終戦後衛生條件の改善にともなつて、昭和22年には結核による死亡率がはつきりと低下したのは、うれしいことである。(その率は18.8%となつた。)

ところが、欧米各國では結核による死亡率は次第にへつて來ている。特にアメリカでは、1945年には人口1万に対して4.0までさがつて來ている。これに比べてみると、わが國の死亡率がまだどんなに高いかがわかるだろう。

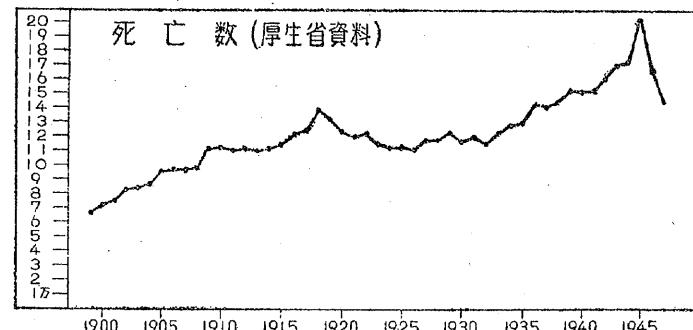


なお結核死亡の上からみてのわが國の特徴は、上の表でわかるように、15才から30才までの結核死亡者が、特に多いということである。これはいかにも残念なことである。

アメリカあたりでは、結核死亡者は年齢がふえるにしたがつて、ごく自然にすこしずつふえていっているにすぎない。さらにわが國では青年期の結核死亡数は、他の病氣による死亡数よりも、非常に多いことは前の表の通りである。これらをもつて結核が、わが國の國民病であるといわれているわけがよく理解されるだろう。

各國の結核死亡率比較表(厚生省資料)

年次	昭和												本邦
	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	
1935	四	四	四	四	五	五	五	六	六	七	八	八	九
1941	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
1947	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二



わが國の年次別結核死亡数

傳染病 はじめにもどって、再び國民の原因別死亡数をみよう。われわれは結核のほかに、日本人の生命をうばつて行く多くの病氣を知ることができる。その中でわれわれが一番警戒しなくてはならないのは急性傳染病である。

どんな國でも、戦争のあとに國民生活をもそゝうものは傳染病だといわれている。それは戦争のために各種の衛生條件が低下するからである。

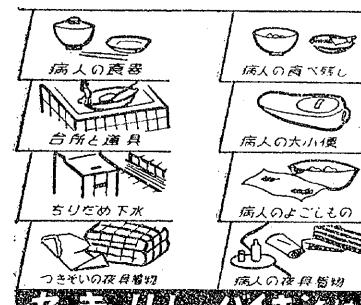
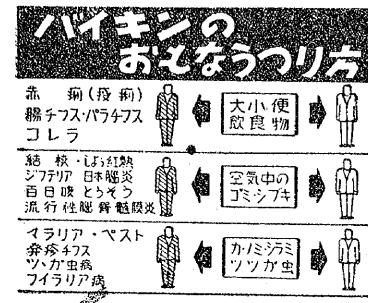
わが國でも戦争の破壊による各種の衛生條件の悪化によって、一時発しんチフス・赤痢・とうそう等の病氣が起つた。

赤痢・コレラ・腸チフス・バラチフス・しょうこう熱・ジフテリア・ペスト・とうそう・流行性脳膜炎・発しんチフス・日本脳炎の11種は特に危険な傳染病であるために法定傳染病といわれ、患者はただちに傳染病院に隔離されることになっている。

終戦後一時増大するかのようにみえた傳染病も、昭和22年にはさいわいに各方面のいろいろな努力によって、ずっとへってきているのはよろこびしいことである。われわれは傳染病をなくすための方策をいっそう徹底的に講じなければならない。

**性病** 次に戦後のいちじるしい傾向として心配されているのは、性病のまんえんである。それはかかった本人の苦しみはいうまでもなく、多くの母体をきずつけ、胎児を死亡させ、生れ出た子どもたちにいろいろひさんな運命をもわせている。昭和21年中に届け出された性病患者数は総数約24万7千といわれているが、実際はもっと多いと考えられている。

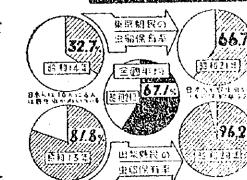
**寄生虫** 傷病と似たものに、かい虫・十二指腸虫・さなだ虫など



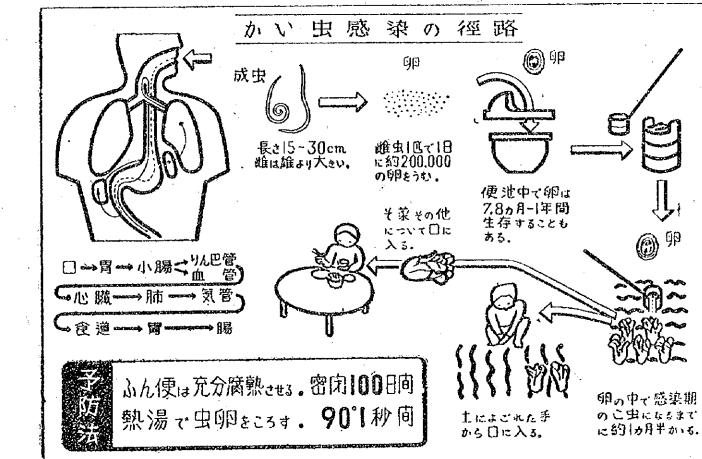
## ハイギーの腸チフスのどこにいるか

の寄生虫の害がある。きみたちも学校で海人草やサントニンなどをのんだことがあるだろう。そのときみたちの中には虫の出た人がどれだけあつたろうか。寄生虫がからだにつくのはどういう原因からだろうか。あもなものは食物で、特に野菜といっしょについている場合が多い。わが國の農業では、まだ一般に人ぶん肥料を使うので、次の表のように寄生虫卵保有者が非常に多く、特に昔から農村では虫卵保有率が多いといわれている。しかし最近は、家庭菜園に人ぶんを使う関係で、都市にも多くなって来ている。寄生虫で死ぬ人の数については、はじめの國民死因表に出る程の数にはないが、寄生虫のために身体をよわくしている人は相當にあり、

## 日本は有名な寄生虫国



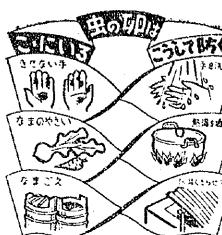
## 生活習慣病と寄生虫



**予防法** ふん便は充分腐熟させる。密閉100日間  
熱湯で虫卵をこごす。90℃1秒間

またそれによってほかの病氣にかかりやすくなる。われわれはこの点について、改善できるようなくふうをしょう。

検査人員 100 について寄生虫卵保有者 (昭和 16 年度)			
市 部	町 部	村 部	平 均
22.8	36.6	49.8	43.0



年度別寄生虫卵汚染状況(厚生省予防局)				
年 度	全虫卵保有率	かい虫卵保有率	十二指腸虫卵保有率	検査数
1930	65.6	50.6	13.1	516,986
1935	55.7	42.0	11.6	609,331
1940	49.7	37.2	9.9	583,759
1945	58.4	51.8	9.6	413,241
1946	67.1	57.1	5.8	821,765

### III どうしたら病氣を少なくすることができるか

**健康の社会的條件** いつたいなぜわが國には結核・急性傳染病・性病のような病氣が多いのだろうか。結核のようなものは社会病といわれるほどに、そのまんまんは社会の衛生條件・國民の生活程度によって影響を受ける。

わが國は戦争中から、住宅難・食料難・衣料難等々、國民の生活の條件がいちじるしく低下して國民は過勞状態にあり、さらに生活水準の低下から道徳がゆるんで、性病というようなまわしい病氣までが、ひろがってきている。したがってわが國の社會から本当に病氣をなくすには、わが國社會の生活程度を向上させ、衛生のための條件を高めるように、いっさいの政治的・經濟的・社會的努力をつんで行かなければならない。これが病氣をなくす根本である。

かつてアメリカのある医師が「健康は金で買える。(Good health is purchasable!)」といって公衆をあどろかせたそうである。もちろん

健康は金だけで買うことはできない。しかし金をじょうずに使ったなら、社會は健康にふさわしい條件をととのえて行くことができるることはたしかである。後にのべるような下水をつくり、水道を設け、道路をきれいにすることなどには、多くの金がかかるだろうが、それらはりっぱにその費用に値するだけのことはある。

昔から日本では、健康についての計画を、國家的にあるいは社會的に立てることが十分ではなく、病氣をなくし、病氣をなおすことは、もともと個人個人の努力にまかせられていた。それのみか、そうしたことに費用を使うことは、むだなことのようにさえ考えられていた。

軍艦・大砲などには多くの國費が投ぜられたにもかかわらず、その幾分の一つが國民の健康維持や向上のためにむけられただろうか。戦時中は國民の健康に対する配慮が行われるようになったが、それらは戦争の手段として國民の健康を考えたのであって、ほんとうに人間の生命を尊重し、保護育成するという立場から取られた方策とはいえない点が多かった。しかも實際には戦争によって國民の体位はかえって低下してしまった。

ここに新たに平和日本、文化日本を建設しようとするものは、まず健康な明るい日本の社會をつくるなければならない。

新憲法には「すべての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と述べられているが、ほんとうにそのような健康な社會生活が行われるためには、われわれの社會には協力して改善しなければならない多くの点がある。

#### 1 きれいな安全な水をゆたかに供給しよう。

水は煮たき・洗たく・清掃用に、また工業用として、人間生活になくてはならないものである。昔はこのような水を川や池や泉や井戸か

ら取っていた。産業が進歩し、人口が一ヵ所に多く集まつて來ると、このような水が想うようにえられなくなる。たとえ水はえられても、きれいで安全でなくなつて來た。ところが昔から山紫水明といつて、水のゆたかさをほこっていた日本人は、かえつて水の衛生的なことは案外鈍感で、生水などをのんで病氣をひこしている者がある。中華民國などでは、河水がにごっているので、わかった水でなければまつないというよう、水に対して用心深い態度が民衆にある。ふけつな水はすぐ傳染病の原因になり、社会を恐ろしいわざわいに追いかむ。したがつて大ぜい集まつて生活する都市では、きれいな、安全な水のゆたかな供給といつことが、都市計画でも一番たいせつなことになつてゐる。このため近代的な都市には、たいてい水道の施設がある。日本でも1944年には89の上水道施設がある。

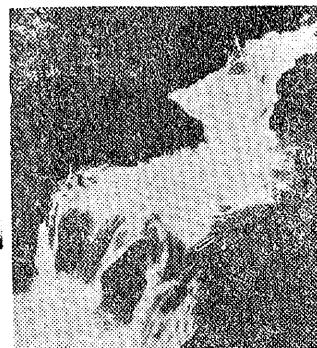
きみたちは水道のある都市について、水源・取水法・導水経路・淨水装置・配水法等を調べてみたまえ。またそれによつてどのような効果がえられているかを調べてみたまえ。

1893年ドイツのライネッケは、ハンブルク市でエルベ河の水をろ過して給水することによつて、腸チフスばかりでなく、一般死亡率がへることを発見した。さらにミルスも、アメリカのメリマック川で同様の現象を知つた。この現象をミルス・ライネッケの現象といつているが、これは水道によつて水がきれいになり、小兒胃腸炎を始めとして、いくつかの病氣による死亡率がへるためだといわれている。

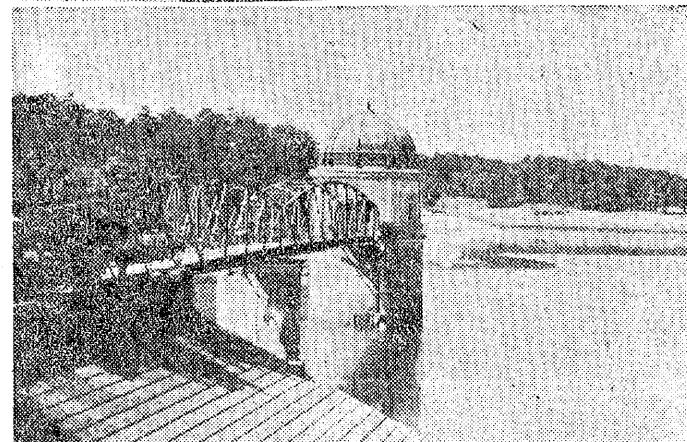
(私たちの科学2「水はどのように大切か」参照)

## 2 安全なきれいな食物の供給

現在多くの都市の人々が生活できるのは、都市へ毎日のように、米や麦や野菜や魚肉などの食料品が運びこまれてゐるからである。さらに現在の日本は、外國から多量の食料を買入れて生活している。このようにして運ばれてくる食料が、くさったり、ぱいきんがついてい



東京都の上水道



(上) 水源  
多摩川の上流  
(中) 貯水池  
中央の塔が取入口



(下) 玉川上水  
貯水池から  
淨水場への  
流路

たとしたらどうだろうか。

ここに食物の検査の問題があこって来る。さみたちは肉屋にさがつた牛肉や豚肉に、紫色の検印がついているのを見たことがあるだろう。牛乳が検査され、清涼飲料水が検査されたり、メチルアルコールが取締まられたりしている。これらの検査は食品衛生法にもとづいて行われるのである。

保存法や運送法の進歩しなかったころは、遠くから物を運ぶことは困難であったが、現在では冷凍とかその他の食物保存法が進歩したので、いきのいい魚肉や獣肉が貨物列車や飛行機で運ばれたり、新鮮な野菜や果物が各地方に流通するようになって來た。このようなことで社会的にも個人的にも、われわれの食生活の習慣は変わって來ているが、われわれはこの傾向をますます進めて、新鮮な安全な食物を、いつどこでも食べられるように、ぜひしたいものである。

### 3 汚物や汚水を衛生的に処理しよう。

昔は、われわれの生活から出てくる汚物は、住居のまわりのあき地に捨てたり、みぞや川に流したりするのがふつうだった。文明が進歩し、生活が向上するにしたがって、このようなよごれた物の処理法も衛生的になって來た。特に人糞や尿の処理法は、その社会の文明の程度をはかるパロメーターの一つといわれる。したがって便所のつくり方が衛生的かどうかは、民衆がどれ程開けているかを示す一つの指標といえよう。

外國の進歩した大都市では、あらゆる家に管を引きこんで、完備した便所を整えているということである。

われわれが生活して行くと、台所用水をはじめとして、いろいろな汚水が出される。このような汚水を下水といっているが、下水には、家庭下水・工業下水・雨下水の三種があり、この下水をどう流して清潔を保っているかも、文明のパロメーターといえよう。このような下

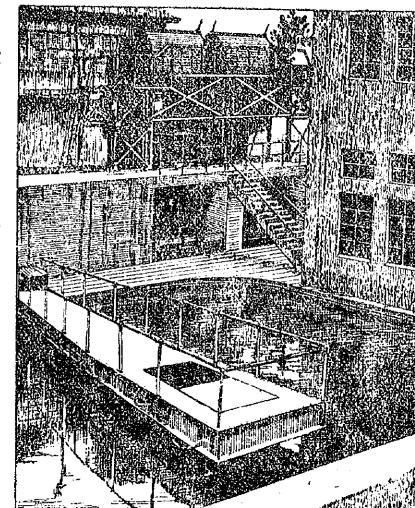
水の排水路を下水道というが、わが國では下水道を持っている都市は53市にすぎず、その発達がいちじるしくおくれている。

(私たちの科学18「生活はどう  
改めたらよいか」参照)

### 4 ごみや廃物の処理は よいだろうか。

汚物や汚水と同じようにわれわれが生活している中にはいろいろなごみや廃物が出る。われわれは自分の住居を衛生的にするために、これらのごみをいつもきれいに清掃しなければならない。昔はこのようなごみはめいめいでやいたり、外に捨てたり、川に流したりしたものだが、人が大ぜい集まつた都市では、どうしてもそれではすまなくなる。町の通りをそうじし、ごみやばい煙やその他いつさいの不潔な物を取除き、都市をきれいにすることは、下水の処理と同様にたいせつなことになっている。進歩した町や都市では、それにかかりきりの人をおいて清掃を行い、ごみを集めて処理するための大きな施設ができている。

日本では戦争の破壊したあとがまだそのまゝになっていたり、盛り場の露店とマーケットの附近にはごみが積み重ねられたりして、まだまだ手のとどかない所が多く、今後改善して行かなければならない余地が多い。



下水の処理場（洗砂池）  
下水の中の大きな砂がこの池の底にしづむ。

## 5 清潔な明るい住宅と 健康な村や都市

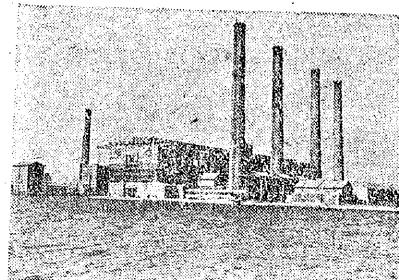
われわれの生活の中で最も長い時間をついやすところは家である。したがってわるい住宅はそのまま不健康を意味する。それでは健康な住宅はどんな条件をそ

なえていいればよいか。健康な住宅は必ずしも大きいことやぜいたくなことを必要としないが、清潔であること、日光がはいること、空気の流通がよいこと、よい水があること、保温設備がよいことなどは、ぜひ考えられなければならないだろう。現在の日本では住宅が足りないから人々がせまい家に雑居している。そのため上ののような条件がみたされている家に住んでいる人はそう多くはない。また雑居していないても、わが國の農村には日あたりのよくない、また換気のわるいへやを持った家が相当あるようである。都市ではごみごみと小さな家が密集しているところもある。

今の日本の経済状態では、このようなことをなすために、十分なことはできないかもしれないが、衛生的な見地から住宅やその他の家屋に統制を加えると同時に、また破壊のあとにこれから建設されて行くであろう新しい村や都市を、健康な村や都市にして行かなければならぬ。健康な都市の条件としては、既にのべた上下両水道を設けるとか、いろいろなことがいえようが、

イ、すべてのところに日光があたることを考えること。

ロ、建物の換気、特に学校・公会堂・劇場等の公共集会場の換気設備を考えること。



大都会の廃糞処理場

ハ、余り多数の群衆が集まって雜踏することのないようにすること。などは重要である。日本ではさしあたって、戦災者とか引揚者とか住宅にこまっている人々のために、大量に簡素で衛生的な家屋を供給して、雑居をやめるようにしなければならない。

## 6 公衆の使用する場所をきれいに。

朝や晩のラッシュアワーの人ごみを、大都市に行ったことのある人は知っているだろう。大都市といわなくとも地方の都市でも、住宅難や交通不便のため朝晩の駅のこみあいは、なかなかひどくなっている。このような電車やバスや地下鉄や人々があしあいへしあいするところは、常に清掃し、水をまいてほこりがたたないようにしてきれいにし、ごみ箱・たんつぼなども整えて、換気もよくすることがたいせつである。もしこのような交通機関が不潔であるとどういうことになるだろうか。それは公衆にとっては傳染病の媒介場となってしまう。同様に、学校とか、会社とか、役所とか、劇場とか、浴場とか、パークとか、また理髪店とか、人々がたくさんに入り出するところは衛生管理をよくし、清潔にしておく必要がある。

また日本人には道路や乗物に、へいきで「たん」を吐くとか、立小



駅の混雑

便をする悪い習慣があるが、これは見たところが悪いばかりでなく、病人の持っている病菌が散布されるので衛生的でない。このようなことは文明國人として大いに反省しなければならないことだろう。

### 7 有害な生物を駆逐しよう。

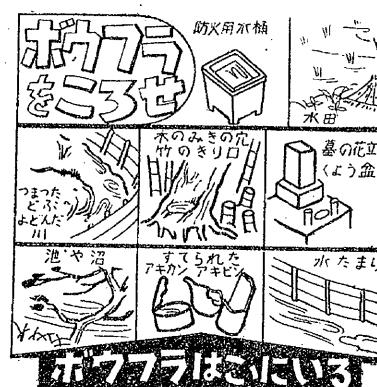
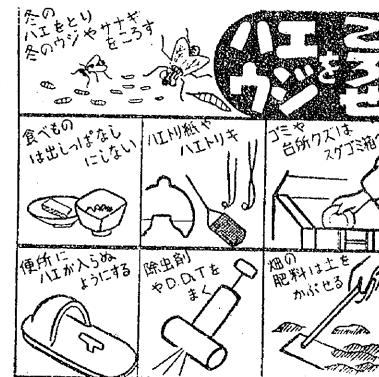
シラミは発しんチフス・再帰熱、ノミはペスト、というように医学の進歩と共に多くの傳染病が動物によって媒介されることがはっきりして來た。

ネズミはペスト・発しん熱・食物中毒・ワイル氏病・ツツガ虫病・そらう症の媒介となる。カはマラリア・デング熱・フィラリア症・日本脳炎・黄熱等の媒介となる。

ハエは消化器傳染病の媒介となるのはもちろん、結核・ジフテリアその他の媒介もする。

このような人間生活に有害な生物は徹底的にぼくめつしなければならない。それは公衆衛生の立場から、いつせいに協力して行う必要がある。ノミ・シラミ・ハエ・カなどについては、すまいやそのまわりを清潔にすることが第一である。その駆除には、D.D.T.がたいへんよく。

ネズミをなくすにはなるべく



たるものや、その巣をうばうようにする必要がある。

### 8 傳染病を防止しよう。

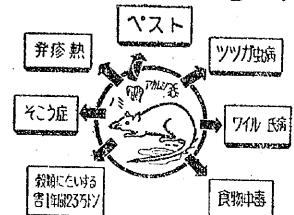
昔から人類は数多くの傳染病になやまされて來た。わが國でも疫病を除こうとする祭が、平安末期から京都ではじまっている。祇園の祭は疫病をあさまるためにはじまつたといわれている。これは一面、傳染病は都市の共同生活が發達するにしたがつて、大きな問題となって來たことを示すものであろう。

このように昔は傳染病を神佛に祈って除こうとしたが、近代になって微生物の研究が進歩して、その病原菌やその傳染経路がだんだんはっきりして來たので、その対策も明らかになって來た。まず傳染病を防ぐには食物や飲料水や住宅やそのまわりをきれいにし衛生的にして、病原菌ぼくめつをはからなくてはならない。もし他の地域に傳染病が發生したときは、それが傳染して來ないようにする。自分たちのところに發生したら、できるだけ少い人にとどめるということがたいせつなのはいうまでもない。

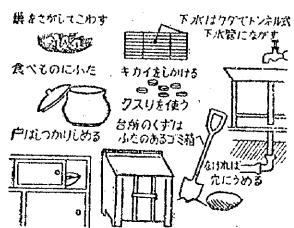
國としては外國から傳染病がはいって來ないように海港検疫所が港で活躍する。引揚者や復員軍人が日本上陸にあたつてどのような検査や注射を受けたか聞いてみたまえ。

人々は進んで定期的な検診を受けて病氣の早期発見につとめる。患者や保菌者をいろいろな方法で早く知るようにする。法定傳染病はも

## ネズミはなぜならねばならぬか



## ネズミをないじは





海港で活動する検疫班

ちるん、性病・マラリア・らい・狂犬病・ひだっこ・結核等を診断した医者は届け出ことになっている。

患者や保菌者がわかつたらすぐ隔離する。コレラやペストの場合は、家族やいっしょに生活していたものも隔離される。役所からは消毒隊がかけつけて消毒を行い、立ち入りを禁止することもある。また予防注射を行って防疫を徹底する。患者は隔離された病院で徹底した治療を受ける。

傳染病が発生した時は、われわれは驚かず、またかくすようなことをしないで、上のような手続を進んで受けなければならない。それは本人のためであるばかりでなく、社会のためもある。

傳染病がひろがらないようにするには、こういう各種の方法を取る外に、人体の病気に対する抵抗力を強めることがたいせつである。そのためには各種の予防接種を普及させ集団的免疫をはかる必要がある。

たとえば、とうとうの予防のために種とうを行うことは、きみたちも学校やその他で経験しているだろう。ツベルクリン注射をし、その反応を見、陰性のものは結核予防のためB.C.Gの注射を行い、陽轉直後の一年近くは特に発病に氣をつけるようにする。チフスや發しんチフスの予防のためにはそれぞれの注射をうつ。こんど全國的に強制的に予防接種をすることのできる予防接種法が國会で成立したのもそのためである。

病気に対するからだの抵抗力を強くするために、さらに根本的なことは、栄養を十分に合理的に取ること、遊びすごすことなく休養をよくして過勞にならないようにすること、などがたいせつである。これは今の社会の状態ではむずかしいことではあるが、それでも改善する方法はいろいろあるだろう。われわれは、生命を守るために、今後社会全体の生活程度の進歩向上をはからなければならない。

#### 9 どこにも医師を。

病気になった時に、これを診断し治療してくれる医師がいなかつたらどうなるだろうか。傳染病が発生した時に、病氣をふやさないように消毒したり、注射をしてくれる人がいなかつたらどうなるだろうか。それが急性の時はなあさらである。ところが、急病人ができたが医者がない。隣の町まで呼びに行く間に病人は死んでしまったというような話は今でも相當にある。いわゆる無医村といわれる医者のいない村は日本には次表のように1000以上もある。医者がいれば助かるのに、いなかつたために死んで行くというようなことが、今日の社会にあっていいことだろうか。日本の社会を健康にするためには、医師を多

#### 正しい栄養



- ① からだに必要なビタミン A, C, B群, ホーム
- ② からだに必要なビタミン C
- ③ からだに必要なビタミン B群
- ④ からだに必要なビタミン B, B<sub>1</sub>, B<sub>2</sub>, ホーム
- ⑤ からだに必要なビタミン B<sub>1</sub>, B<sub>2</sub>, ホーム
- ⑥ からだに必要なビタミン A, D (D<sub>3</sub>日光浴から得られる)

く養成しなければならない。  
すべての村に医療事業が行き  
わたるようにならなければな  
らない。もちろん医師をいく  
ら養成しても、その人たちが  
みんな、都市に集まってしま  
ったのでは無医村はなくなら  
ない。國や社会はどのような  
ところにも必ず医師がいるよ  
うにする必要があろう。また  
今の制度では、どうかすると  
金のあるものは十分な治療を  
受けることができるが、貧困

な者はそれができないということがある。われわれは健康保険法や、  
國民健康保険法の精神をのばして、だれもが病氣になったときは安心  
して治療を受けられるような社会にしなければならない。

われわれがふやさなくてはならないのは医師だけではない。医師を  
助ける看護婦・保健婦・助産婦・薬剤師・薬屋、さらに病人を収容す  
る病院などは大いに充実させなければならないものである。

全國医療關係者調査表(衛生年報)昭和16年

	市 部	町 部	村 部	計	人口1万=付
医 師	34,280	9,822	9,858	53,960	7.30
歯 科 医 師	13,812	5,276	2,403	21,491	2.91
薬 剤 師	16,128	3,676	1,192	20,996	2.84
産 婆	29,802	12,652	20,287	62,741	8.49
看 護 員 及 看 護 師 (準)				149,992	20.29

無医村調(昭和23.6.30現在)  
(×印報告未着 厚生省医務局)

縣名	無医村数	縣名	無医村数
北海道	8	滋賀	7
青森	31	京都	26
岩手	31	大阪	9
宮城	21	兵庫	23
秋田	32	奈良	5
山形	35	和歌山	29
福島	73	鳥取	9
茨城	44	島根	32
栃木	77	岡山	26
群馬	23	島崎	14
埼玉	51	島根	4
千葉	21	島崎	2
東京	0	德島	15
神奈川	19	香川	15
奈良	36	愛媛	23
兵庫	37	高知	5
福岡	24	佐賀	0
大分	6	長崎	10
鹿児島	32	熊本	21
宮崎	65	大分	5
鹿児島	69	時津	0
沖縄	28	鹿児島	0
長野	0	計	1,027

各種病院数(衛生年報)昭和16年

	病院数	患者收容定数	摘要
公 立 病 院	146	13,121	
私 立 病 院	3,208	94,778	
施 施 療 院	35	2,478	(東京・兵庫・山梨をのぞく年)
精 神 病 院	167	23,953	(昭和17年)
結 核 病 院	203	24,348	
療 养 所	17	9,958	
傳 染 病 院	974	24,862	
その他病院でない診療所	36,177		

#### 10. 健康な職場にしよう。

職場が明るく力にみちているときには生産がたかまり、いろいろな仕事がはかどる。住宅が健康的でなくてはならないと同様に、職場は健康的でなければならないし、そこで働く人々はその仕事に本当にうちこめるように保護されなければならない。ところが昔は、だれかにやとわれて仕事を引き受けたものが、けがをしたり病氣になつたりすると、それはみんな働くもののせいだとされた。労働者、特に婦人や子どもの労働者は、自分の健康も十分に維持できないような安い賃金でやとわれ、病氣になった時は、そのまま自分のせいだとされて、あまりかえりみられなかつた。機械が発明され、大きな工場ができ、労働者が多数やとわれるようになって、工場はともすると非衛生的となり、危険をともなうものになって來た。このような状態のもとで、そのような考え方で、多くの労働者が労力を提供して生活していったなら、労働者の健康はどうなるだろうか。またひとたび病氣にでもなつたら、家族の生活はどういうことになるだろうか。今日では世界の進歩した國々は、労働者に健康な職場を提供することは、使用者の責任であるとし、労働者が病氣になった時は、費用がかからないようにし、その家族の生活も維持されるようになって來ている。

わが國でも昭和22年3月画期的な労働基準法が制定され、9月1日

から大部分が施行され、23年5月から年少者と女子の労働時間・坑内労働の禁示、産前産後・育児時間・寄宿生活の自治等の残された規定も全部施行されるようになった。労働基準法は國民の大部分を占める労働者が、またるに値する生活を営むため最低の労働條件を保障しようとしたものである。特に尊い人命保護のための安全及び衛生の一般原則、女子と年少者のための労働制限について定め、さらに災害補償については、労働者が業務上負傷したり、病気になったりした時は、使用者が療養費を負担し、また療養のため労働ができず賃金を受けない場合にも、使用者から休業補償金が出、労働者が死亡したような時には遺族補償金が出るようになっている。

### 11 健康な遊び。

きみたちは適当な遊びをしているだろうか。おとうさんやおかあさんはひまのときは何をされているだろうか。

わが國の人々にはついこの間まで、遊びなどということは、おもに子どものためにあるもので、おとなは働いていればよいと考えられていた。もちろん、おとなにもカルタ・トランプ・ダンス・旅行というような娯楽はあったが、こうしたことを「健康な生活のためにする」と考えようとした人々はあまりないといってよかつた。しかし、のべつまくなし働くよりも、適当な休暇を設けて精神を新たにし、疲労をなおすして働く方が、ずっと能率的であることがはっきりして來た。多くの人々は、心やからだを十分に休養させ新しい生活の力をつくりあげて行くことが、個人にとっても社会生活にとっても必要であることを、だんだん理解して來た。

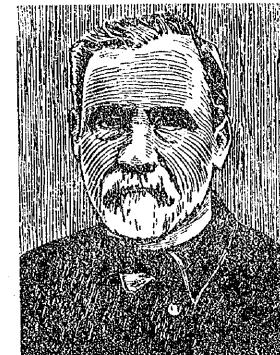
われわれの社会はこのような遊びのため、おとなや子どものためのかんたんな廣場や、スポーツのための施設・公園・プール等をなお数多く設けなければならないだろう。(社会科教科書6「余暇の利用」参照)。

### 12 卫生についての知識をひろめよう。

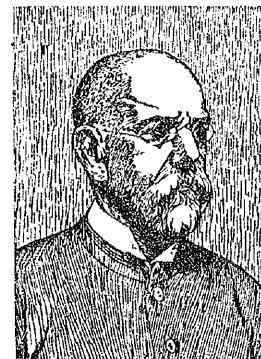
今から400年前、イタリアのベザリュウスは當時ふれることでのきないとされた人体の解剖に熱中し、その構造を明らかにした。それ以来医学は急速に進歩し、迷信や魔術のヴェールを一枚一枚はいでいった。物がただ自然にくさり、虫が自然にわくと考えられていたのを、フランスの科学者ルイ＝バストールは、目に見えない微生物が人間の生活にいろいろな働きをしているのを明らかにした。ドイツ人ロバー



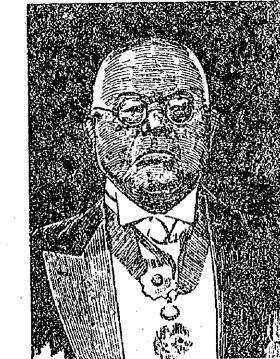
(ベザリュウス)



(バストール)



(コッホ)



(北里柴三郎)

ト=コッホは傳染病が病原菌のしわざであることを発見した。わが國の北里柴三郎博士はコッホに学び免疫血清の原理やペスト菌を発見した。その門下の志賀潔博士は赤痢菌を発見し、野口英世博士は梅毒・麻ひ症・黄熱をおこす原因を明らかにした。結核については結核菌が明らかにされ、最近は予防としてB.C.Gの接種が考えられるようになった。



(志賀 潔)

このように現在では各種の病氣の正体が次第に明らかにされ、その診断法はもちろん、予防法・治療法・治療薬品・治療器具にもめざましい進歩が見られている。われわれが科学的に合理的に生活しさえすれば、多くの病氣を未然にふせげるようにになって來ている。



(野口 英世)

このため家庭や学校で、また新聞・書物・映画・ラジオ・パンフレットなどで、衛生についての教育がだんだんに行われるようになって來たが、まだ十分とはいえない。すべての人が衛生に対して必要な知識や技術を身につけ、協力して科学的に病氣を防がなければ社会の健康を守ることはできない。無知は健康の最大の敵である。

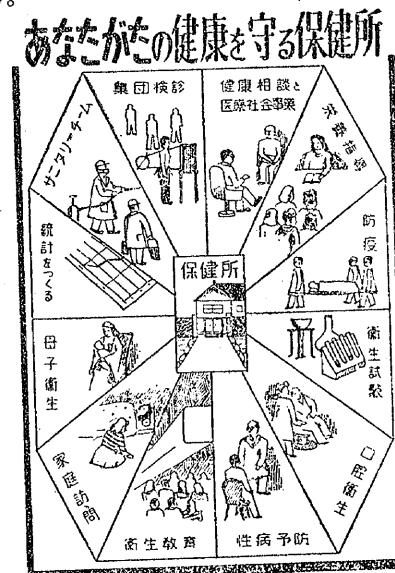
13 病氣を予防し治療する制度や施設を充実しなければならない。ついこの間までは、大そうじをしたあとには、警察官がまわって来て検査を行ったものだった。これは警察署長が衛生の取締について責

任を持っていたからだった。しかし、警察官は衛生の専門家ではない。警察は、ただ取締を主とするから、それを受ける民衆の方はいつか、警察に取締まられるから、仕方なしに大そうじをやるというようになってしまった。しかし、もともと清掃は、民衆が自分たち自身のために自分たちが進んで行わなければならぬものである。取締まられるからするのではなく、自分たち自身で、医者などの保健衛生の専門家の指導を受けて衛生上の條件を改善して行くことがたいせつである。多くの市町村では最近このような点にめざめ、その活動が次第に積極的になって來て、いろいろの施設もだんだんふえて來た。中でも注目されていいのは保健所のはたらきである。

保健所は直接公衆に接しながら、保健上の相談にのったり、指導をしたり、衛生教育・統計、または試験検査を行い、時に治療もするが、將來の發展が期待されている。

現在わが國の政治の上では、保健衛生の仕事については、各縣の衛生部が傳染病の防止・衛生條件の改善・営業の取締・病院・医師・薬屋・ふろ屋・理髪店・飲食店、その他いろいろな衛生上のことについての行政事務を処理している。國としての中央機関には厚生大臣の下に厚生省がある。

学校生徒の身体検査・健康相談・学校給食の衛生保健状況については、各縣に



教育部（あるいは教育民生部）があつてこれを指導している。上水道や下水道については各県の土木部（あるいは土木課）や衛生部があり、中央に建設省や厚生省がある。

また工場に働く労働者の衛生については各地の労働基準局がその指導にあたり、中央に労働省がある。

このほかさらに研究機関としては中央に傳染病研究所・予防衛生研究所・衛生試験所・公衆衛生院・栄養研究所・人口問題研究所などがあり、地方にはそれぞれ試験研究機関がある。

試験機関としては医師試験委員・歯科医師試験委員・薬剤師試験委員があり、国立の療養機関としては国立結核療養所・国立病院・国立療養所がある。そのほか県立病院・日本赤十字社病院のように公立や團体立の病院や診療所がある。

以上の各種の機関は、われわれにいろいろと関係のあるものであるが、われわれに直接深い関係があるのは、病気になった場合の医療ということである。現在医療について問題になっているのはどんな点だろうか。それはまずきみたち自身が病気になった時のことを考えてみたまえ。「医者にかかると金がかかって」ということは多くの人のいうことである。実際われわれの生活の中で医療費は非常に大きな負担になっている。そこで医者にかかれない人たちが、賣薬やあるいは安い民間療法などにたよることになる。しかし、それでは十分に医療の目的が達せられないことがある。医療費を安くし、すべてのものがよい医者にかかるようになっていくことが非常にだいじなことになって来ている。

進んだ社会ではこれについていろいろな社会保障制度というものが設けられるようになって来ている。

社会保障は、労働者や農民や漁民の中で收入の少ない人たちを、病気・災害・分べん・死亡・老衰・失業・孤獨などによる経済的不安か

ら保護するためにもうけられたもので、各國とも次第にその改善をはかっている。わが國でも一應社会保険の組織はととのえられて來ているが、まだ、か婦・孤児などの多くの救濟を要する保険事故が残されているし、まだまだ完全にととのつたとはいえない。

イギリスは1941年6月社会保障計画を発表し、全國民を対象として、掛金をかけていないものもいれて、いやしくも救濟を必要とするものはだれでも保護し、國民の最低生活を保障しようとしたが、1948年ついにこれを実施にうつした。

わが國でも、憲法第二十五條による國民の最低生活の保障のために、廣い総合的社会保障制度をつくるための考えが進められている。

さて医療費の問題であるが、以上のような社会保障制度が実施されるまでは、生活保護法によつたり、医師会・歯科医師会の自治的民主的統制によって、医療費をやすくすると同時に、薬品資材類の價格軽減をはかって行く必要がある。

次に問題になるのは、いつ、どこででも、適當な医師がみつかること、すなわち医療普及の問題である。これは既にふれたようにわが國にはまだ多くの無医村がある。われわれはこれらの地方に官公立病院の普及や、健康保険制度の普及をもっと考えるべきであろう。

第三に問題になるのは、どれ程金があり、医師がいても、医師が立派な力を持ち、設備が充実していかなければならないということ、すなわち医療内容の問題であるが、これには医師その他医療の仕事にたずさわる人々の資格や実力を高めることが根本であつて、医学教室の改善・医師の試験制度・再教育の徹底などが考えられている。

昔から「医は仁術なり」といわれているが、医師はあくまで人道的な精神によって、民衆全体のために働くなければならない。そして、病気になる前に、病氣にかかるないように気をつけることを民衆に指導することがたいせつである。

國民はみんなで相談して、すべての者が病氣の心配なく働く社会を、また病氣の予防治療の立派な制度施設のととのった社会を、実現するように努力しなければならない。

#### 14 みんなで力をあわせて病氣をなくそう。

以前には健康をたもつことは、ひとりひとりが注意をしてよい習慣をたてるという問題だけのように思われていた。しかし家庭とか近所とか学校とかいうような共同社会の生活は、健康に非常に関係しているものであり、人々は過去の実際の経験から、社会の人々が力をあわせて健康を守らなければならないことを知つて來ている。

われわれはこれまで、われわれの社会が行わなければならぬことについていろいろ考えて來たが、そのようなことはすべて、共同社会を形づくっているわれわれの組織的な協力を通じてのみ、実現されるものであることを、深く考えなければならない。

そしてこれらの協力は一國だけの國內問題としてではなく、國際問題として考えなければならないようにさへなつて來ている。

わが國でコレラが流行するようになったのは、1822年8月オランダの商船がジャワから長崎に病氣を移し、その翌年全國にひろがつたのが第一回目である。

ついで米國軍艦ミシッピー号が中國から病氣を移入して、1858年の大流行をおこし、死者数万人に達したというのが第二回目である。このようにコレラは、地理的關係から交通貿易の経路にしたがつて、ホンコン（香港）・カントン（廣東）・アモイ（廈門）・シャンハイ（上海）などを経て日本に侵入するようになったのである。

ペストがわが國に侵入して來たのは明治23年（1890年）以来のことといわれているが、このペスト菌は、わが國に棉花や米穀がペストの流行のはなはだしいインドから輸入されて來るので、病氣は常にこれらの物資と共に侵入するネズミによって移入され、たちまちペストの

流行をあこしたのであった。

黄熱は東洋にはこれまでに見られなかったものであるが、今日ではそれはどこにでもあるといえる。黄熱が長い間流行していたアフリカ及び南アメリカのような大陸から、一匹の病菌を持つカが、~~検査~~とか予防注射とかの医学的な警戒のいっさいの守りを、うち破つて侵入することは、きわめて容易である。そしてまた、飛行機によつて人間の旅客と同じように、この虫を運ぶこともあり得るわけである。

どのような國でも、その一國だけの活動をもつては、そのような全人類の頭上にある脅威から自分たちを守ることはできない。それには國境線をこえた協力的な行動が必要となる。交通が進歩するにしたがつて、人類を病氣から守る事業が益々大きくなればならないようになって來た。世界の人々は協力して人類共通の敵である病氣を防がなければならない。

#### 學習活動

- 1 ひとりひとりがいくら注意しても社会全体の人が協力して氣をつけないと病氣になるという例を表にして学級でまとめてみること。
- 2 自分たちの級の欠席原因を調べよ。病氣による欠席は何パーセントをしめるだろうか。その病氣にはどのような種類があるか。多い順にならべてみよ。同様な調査を学校全体としてやってみること。
- 3 校医あるいは附近の医師に、きみたちの住む村や町にはどのような病氣があるかたずねてみよ。その原因を調べ、特に地方的な理由のあるものを聞きただそう。
- 4 寄生虫を防ぐはどうしたらよいだろうか。きみたちのとっている方法を話しあってみること。
- 5 主要な傳染病についてその傳染経路を調べ表にしてみること。
- 6 水道の一人一日平均使用水量について調べてみよ。それは町や都市の大きさによってどんなに違うであろうか。水源池の水量とその市民の使用量との関係を調べてみること。
- 7 水道施設を設けたために、どのような効果があつたか。水道施設のあ

- る都市をたずねて聞いてみること。
- 8 きみたちの住んでいる所の水はどこから取っているか。それは衛生的になっているか調べてみよ。
- 9 食料品店や飲食店をたずね、衛生検査がどのように行われているか調べて調査すること。
- 10 きみたちの村や町で汚物が流れこむ小川で洗たくしたり、食器を洗ったりすることが平氣で行われていることがないかどうか調べてみるとこと。
- 11 きみたちの住んでいる地方のふん尿はどのように処理されているだろうか。それは十分に衛生的に処理されているか話しあってみること。
- 12 きみたちの家庭や都市ではごみがどのように処理されているだろうか。それは衛生的であるか話しあってみること。
- 13 きみたちの住んでいる地方の住宅はどのような特色を持っているだろうか。それは衛生の上からみて問題はないだろうか話しあってみること。
- 14 カ・ハニ・ネズミなどを駆除することに、学校の生徒としてどのようなことができるだろうか。きみたちが地方の人たちのためにつくすことのできる方法を話しあってみること。
- 15 傳染病をかくしておいて、そのためにかえって大きくなってしまったという例を調べて話しあってみること。
- 16 ツベルクリン反応が陽轉した時にはどのような注意が必要であるか話しあうこと。
- 17 きみたちの地方で行っている傳染病を防ぐ方法について調べてみるとこと。
- 18 きみたちの地方にいる医師・助産婦・または病院・薬店・保健所等の数や所在地を調べて表にすること。
- 19 附近的工場に行き労働基準法による衛生條件について話を聞くこと。
- 20 きみたちの住んでいる附近には公衆のレクリエーションに適する所があるだろうか。それはどのような人にどのように利用されているか。特に子どもの遊び場はどうなっているか。地図に表わしてみるとこと。
- 21 病原菌や病氣の予防法の発見の歴史を調べて表を作成してみること。
- 22 きみたちの住んでいる地方は、どのような組織によって公衆衛生をはかっているだろうか。表にして話しあってみること。
- 23 貧乏と病氣との関係を話すこと。
- 24 きみたちの学校や地方の集合所は清潔になっているだろうか。たんつぼその他の用意はよくできているか。きみたちの力で改善できることを話しあってみて実行しよう。
- 25 現在国際聯合の補助機關の一つである世界的な健康事業の仕事を調査すること。

## 第2章 安全な生活にしよう

### I 安全な生活を

ナイフを使いながらついあやまって指をきる、かなづちで釘をうちながらつい指先をうつ、階段からすべて腰をうつ、歩きながら自転車にぶつかる、というようにわれわれの日常の生活にはけがが多い。多くが簡単なけがのため、その時はハッと思いながらも、つい注意を怠りやすいものである。しかし時には尊い生命を失ったり、一生不具となってしまうような大きなけがもある。それは本人にとってどんなに残念なつまらないことだろうか。たとえば災害によってけがを受けたような労働者を考えてみよう。收入はすぐへる。もしその傷害がならない性質のものならば、その収入を得る力は一生へてしまうようになる。それにともなって、労働者とその家族の生活水準は引き下げされることになる。熟練工も未熟練工となってしまうであろうし、でなければ再び立ちあがるために、教育や再訓練を経なければ、生活を支えるのに十分な賃金を得るようにはならない。ほんの一秒の何分の1かの間の出来事が、その一生を変わらせてしまうのである。病になったり、不具になったり、外見をそこねたような労働者は、どんなに仕事が満足にできても、普通の場合にはまっさきに解雇されるだろう。このようにけがは本人一人の不幸のみでなく、その家庭・職場・社会全般に対しても、まことに大きな損失である。

けがは自分の不注意によってあこるとされている。たしかに注意はたいせつである。しかし運転手の不注意のため乗客がけがをするよう或他人の不注意からけがをする場合もある。あるいはまた機械の故障のため大せいがけがをすることもある。安全な施設や、組織や、教育

が社会に十分行き届いていない時は、けがが多いことを知る必要がある。

トラックも、電車も、飛行機も、機械工場もなかった單純な時代には、自然の災害による場合は別として、日常生活には大きなけがは少なかった。生活が機械化され次第にこみいってくると、けががふえて来る。機械だけを進歩させ、あるいは機械を使う組織だけを複雑にして、人間にけがをするな、よく注意せよ、というだけでは、安全に働くことはできない。人間は常に安全とむすびつけて、機械の進歩や生活の発展を考えて行かなければならない。

### Ⅱ まず家庭生活の安全から

「家庭は一番危険なところだ。なぜなら、どこよりも多く、そこ人が死ぬから。」という笑い話があるが、事実家庭生活でのけがは意外多いので、入によつては、家庭生活の事故は工場の事故の二倍半くらいはあるとさえいっている。

ほうちょうで手を切る、やけどをする、とげをたてる、針や釘を刺す、ガラス・瀬戸物の破片などをふむ、というようなことはふだんの生活にたえずあることである。

赤ちゃんを不注意にあそばせて、いろいろの中へましとし、とりかえしのつかない不具にしてしまった話は、農村では今なお聞く話である。赤ちゃんのむをやりながら、そいねをしていたおかあさんが、ついつかれのため自分もうとうとして、赤ちゃんをおしつけて压死させたひそろしい交通事故がひそんでいる。

という話も時々ある。ガスのせんをよくしめないで、ガス中毒になつて死んだ話、電熱器を使って過熱しすぎたために火災を起こした話、ふろですべて頭をうつて死んだ話等々、家庭生活での事故は相当多い。われわれは家庭で安全について、いっそうの注意をはらい、家庭生活を安全にたのしくする工夫をしなければならない。

社会生活に役立つ安全に対する正しい考え方や行動は、安全に気をくばった家庭生活から養われるだろう。

### Ⅲ 交通安全

交通事故 「氣をつけて行っていらっしゃいよ」これはきみたちが、学校やよそへ出る時、聞きなれた母のことばである。母や父はきみたちが外出している間、乗物にひかれはしないかしら、なにかけがはなかつたかしらといつも心配しているだろう。

われわれが家を一步出れば、まず氣をつけなければならぬのは交通の安全である。満員電車、ガタガタのバス、車外までぶらさがる人。毎日一人二人の事故はいうまでもなく、時々人々をあどろかす大きな鉄道事故。

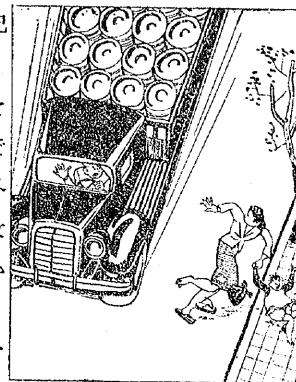
“交通難” “乗物難” ということは、今日のわれわれの常識になっているが、このことばの裏には、人間のからだをきずつけ、生命をうばってしまふ大惨事がひそんでいる。

東京都での交通事故は次表にみると、昭和20年には1,545件であったのに、昭和21年には2,033件を増加し、さらに昭和22年には461件をまし、たつた2年間に事故者は2・6倍強になっている。

この表でわかるように戦後の傾向として、死亡者はややへつている



家庭での事故



交通事故

## 開き不良

年 度	件 数	軽 傷	重 傷	死 亡
昭和 20 年	1,545	848	563	501
昭和 21 年	3,578	1,804	995	687
昭和 22 年	4,039	2,182	999	553

(注 全治3週間以上の負傷を重傷とする)

とはいって、その他はことごとく増加している。件数や軽傷が増加しているということは、交通が年とともに危険になって行くということであって、死亡者がへっていることよりも、もっと注意しなければならないことだろう。

さらにこれを一日平均にしてみると、

年 度	件 数	軽 傷	重 傷	死 亡
昭和 21 年	9.8	4.9	2.7	1.8
昭和 22 年	11.0	5.9	2.7	1.5

となる。これは東京都内では毎日交通事故が平均 11 件あり、重傷と死亡が 4 人以上もあるということを示している。

さらにこれを全國の統計からみよう。

年 度	件 数	死 者	傷 者
昭和 21 年	14,208	4,452	14,553
昭和 22 年	17,778	4,565	16,852

一日平均にして、

年 度	件 数	死 者	傷 者
昭和 21 年	39.08	12.01	39.87
昭和 22 年	48.71	12.51	46.17

1 日 12 人の人が交通事故のために死んでいるのである。

昔、山國川の峡谷の通路で、がけから落ちて不慮の死をとげる人の多いのを聞いて、僧了海が、22年の月日をかけて、あの青の洞門をうちつらぬいたことは、菊池寛の「恩讐の彼方へ」で有名になった話であるが、今日われわれは年に 4,5 千人にも近い人の生命をうばう交通事故を、なんとか、なくすことはできないだろうか。

交通事故による物的な損害高も相当額にのぼっている。これは、インフレーションによる物價の値上がりを計算にいれないと、簡単には前年のそれとくらべられないが、次の表にみる通り、相当大きな額にのぼっていることがわかる。

東京都の交通事故による物の破損額

昭和 20 年	811,485.30
昭和 21 年	4,309,980.36
昭和 22 年	38,594,976.76

被害者の年齢 次にどのような人たちに交通事故が多いかをみよう。年齢別・性別に、交通事故の死傷者をみると次表のようになる。

交通事故による死傷者 年齢別・性別表 (昭和22年 東京都)

年 齡 別 性 別	死 亡		負 傷	
	男	女	男	女
4 才未満	1.4	1.0	3.6	2.2
4 才以上	4.9	2.3	18.8	8.3
7 才 //	1.6	1.7	19.6	8.9
15 才 //	4.0	8	24.8	12.2
20 才 //	8.4	2.3	53.9	24.3
30 才 //	6.0	1.4	38.4	9.8
40 才 //	5.5	1.4	35.2	7.5
50 才 //	6.1	1.0	23.0	6.2
60 才 //	2.8	6	11.5	4.8
70 才 //	1.3	8	3.4	1.7
合 計	42.0	13.3	2,322	859

この表によってどのようなことがわかるだろうか。まず死傷者の過半数が 15 才以上 50 才未満の青壯年層であることがわかる。これは

青年期の人たちが体力にまかせてあぶないことをするのが大きな原因だろうが、またこの人たち、特に壯年の人々が働きざかりで、外に出歩く機会が多いからだろう。いかに、この人たちがどんな危険不安な状況のもとに働いているかを知ることができよう。そして、こうした働きざかりの人が交通事故などで命をうばわれたばあいの、家庭の暗さや社会の損失を思わないわけにはいかない。

次に見のがすことのできないのは、学齢前の幼児の事故が学齢児童の事故よりもはるかに多くて、事故総数の一割にのぼっていることである。このような事故は、その両親や保護者の不注意によるものであるが、幼児のための遊び場や托児所その他の施設を十分にも受けるようにしたならば幼い生命を守ることができるように、と思われる。

#### 被害者の職業 交通事故に

職業別 (昭和二三年 東京都)	性別		計
	男	女	
進駐軍 兵 士	47	8	55
" 運 輸 手	9	1	10
" 履 術 人	29	7	36
一 般 官 公 収	103	5	108
警 察・消 防 官	34	0	34
会 社 員	256	56	312
その他の事務員	44	76	120
店 員	55	20	75
電車運転手と車掌	40	2	42
自動車運転手と助手	154	2	156
う わ の り	13	0	13
ひ き 子・車 夫	48	0	48
工 員	218	36	254
職 人	142	1	143
職 人 夫	149	1	150
雜 役	29	6	35
郵 便 集 配 人	9	0	9
農 業	59	10	69
工 業	43	5	48
商 業	169	15	184
行 商	27	2	29
露 店 商	26	5	31
紙 芝 居	2	0	2
按 摩	0	0	0
家 事 履 者	8	25	33
自 由 業	31	3	34
教 職 員	14	2	16
学 生・生 徒	191	78	269
兒 童	180	80	260
幼 児	296	136	432
そ の 他	67	35	102
無 職	250	380	630
計	2,742	992	3,734

よる被害者を職業別に見ると別表のようになる。

この表によって気がつくことは無職者の死傷者が多いということである。特に無職者の性別を見ると、他の有職者の死傷者が、家事履職者の一、二をのぞくほか全部男子の死傷者が多く、女子が少ないのに、無職者では女子が絶対多数である。これは、女子に無職者の多いというあたりまえのこととあらわしているにすぎないようであるが、女子は本來なら家庭にいて出歩くことが少ないはずである。ところが、このごろの主婦は、配給品取りや買物などに出歩く必要が多くなった実情のあらわれではなかろうか。また男子無職者の死傷の増加も、復員・引揚・失業等による人々の、やむを得ない買出し、かつぎ屋などの存在がましたことをものがたるのではないだろうか。

**事故の当事者** 次に事故はどういうものの間におこっているかという事故の当事者について見ると、交通事故の大半は自動車と歩行者との間におこされていて、そうした過失の大半は自動車側の責任になっている。右表は昭和21年中の交通事故の当事者のおもなものを示したものである。

このような交通事故の原因はどうだろうか。  
これを次表によつてみよう。

事故の当事者と件数 (和昭21年 東京都)	
自動車と人	1,235
電車と人	731
自動車と自動車	486
自動車と自転車	314
自動車と電車	231
自動車と車	79
車と人	58
汽車と人	45

これによつて、さみたちはいろいろのことを知ることができようが、車両側の原因として目につくことは、操縦上の過失によって大部分の事故があこっていること、その中でも速度超過や徐行義務不履行によるものが多いということである。

歩行者側または乗客側の原因をみると、横断の時の不注意が総数の3分の1をしめ、これについて、車体外乗車や飛乗りや飛降りが目だつ。そこで横断の時に十分気をつけ、車体外乗車や飛乗り・飛降りなどがなくなったら、歩行者または乗客の事故の大半は防げるだろう。

交通事故発生原因別表(昭和22年 東京都)

1. 操縦者または車輌側の発生原因

右側通行	79
信号無視	69
信号または合図をしなかつたため	116
併列通行	41
連続通行	59
追越し不當	312
他の車の直前直後横断	119
不適当な方向轉換	68
" 右折	150
" 左折	52
" 逆行	55
速度超過	222
滑走	57
通路区分違反	95
停車不適當	97
徐行義務違反	397
避讓不適當	73
不當な積荷	37
無免許運転	13
酒によつていて操縦	92
いねむり操縦	23
不熟練	112
精神または身体上の欠陥	5
牛馬があはれたため	36
ブレーキ不完全	197
あかりが不完全	72
操作装置不完全	35
その他の故障	247
その他の原因	88
計	3,018

2. 歩行者または乗客側の発生原因

右側通行	19
信号無視	17
車道内停立	28
車道内進行	66
車道横断	58
横断歩道外横断	53
車の直前直後横断	149
斜めに横断	27
踏切不注意	49
飛乗	70
飛降	55
乗り降りの際の不注意	39
車体外に出ていたため	117
乗車してはいけない場所に乗車	104
路上の作業	13
路上の遊戯	49
酒によつて歩いていたため	36
精神または身体上の欠陥	15
その他的原因	52
計	1,021

交通事故をなくすには われわれはあたがいに気をつけ、合理的な規則をつくり、これを正しく守りあって、このような交通事故をなくすようにつとめなければならない。交通安全のためには道路交

通取締法があるが、これをよく理

解し実行して行くことがたいせつである。そして、どんな小さなことでも、たとえば、道路や線路の上に石ころとかその他の危険物があつ

たら、いっしょにどかしたり、なむしたりするようしよう。

しかし、われわれは、戦後交通事故が増加している原因の奥には、車輌数の減少、遠距離通勤者の増加、買出しをしなければならない生活状況、車体及び人力の使い過ぎなどの根本原因があることを忘れてはならない。それだから、われわれはなむさら、交通に対する人々のいっそうの注意をよびおこしたい。事故の原因がなんであっても、それが相手方の責任であっても、あるいは社会的貧困によるものだとしても、事故の被害者は一生自分で苦しまなければならないからである。

### III 産業の安全

#### 1 産業の進歩と安全

農業が産業の大部分をしめていたころは、生活上の危険は単純であったが、さまざまの機械が発明され、多くの産業が機械化されて來ると、それにともなう危険も次第に複雑になり、それによってもたらされる災害も大きくなつて來た。ある人は、アメリカの自動車工場は災害によつて築かれているとさえいつたほどである。労働者の働くための機械設備は使用者の所有であるが、使用者が機械設備の安全ということを考えず、金を出しうしみしていると、労働者の生命はおびやかされ、常に危険にさらされていることになる。

殊に近代的な工場では、蒸氣力・電力・石油などの利用による動力の発達、そのほか科学技術の高度な発達にしたがつて、危険や不衛生の度合はますますふえて來た。中にははじめから危険・有害であることがわかっていても、経済上または技術上の理由から、やむなく労働者をそした工場内で働くさなければならなかつた場合もあった。

はじめはこうした工場での災害は労働者の不注意によるものだとされていたが、欧米諸國では19世紀の中ごろから、政府が工場や鉱山などの他の事業場の安全衛生施設を監督するようになり、仕事から受け

昭和17年6月 至昭和18年5月 業種別職工死傷調査（安全研究所）

業種別 区分	開 業 年 数	鋼 鉄 生 産 量 千 噸	職 工 数 件 数	職 工 死 傷		職 工 死 傷 (十四日未満)		職 工 死 傷		死 亡		計
				千人当率	件 数 千人当率	件 数 千人当率	件 数 千人当率	件 数 千人当率	件 数 千人当率	件 数 千人当率	件 数 千人当率	
金属工業	907	408,573	112,692	275,82	35,791	87,60	12,346	30,22	168	0,66	161,097	394,30
機械器具	2,890	1867,441	417,846	266,58	94,235	60,12	26,523	16,92	357	0,23	538,961	343,85
化 学	972	264,216	19,009	109,79	10,439	39,51	8,375	12,78	106	0,40	42,929	162,48
瓦斯及び 電 等	848	12,286	701	57,06	822	66,90	496	40,37	13	1,06	2,032	165,39
織 織	346	57,581	4,732	82,18	3,366	58,46	1,092	18,96	35	0,61	9,225	160,21
紡 織	1,804	422,869	13,732	32,47	3,615	8,55	1,773	4,19	92	0,22	19,212	45,43
製材及び 木 建 築	203	16,443	1,190	72,37	836	50,84	377	22,93	11	0,67	2,414	146,81
食 料 品	264	33,039	5,019	151,91	1,253	37,93	352	10,65	8	0,24	6,632	200,73
印刷及び 本	125	19,329	297	15,37	205	10,61	78	4,03	3	0,15	583	30,16
其 の 他	194	25,514	3,723	145,92	521	20,42	221	8,66	4	0,16	4,469	175,16
計	8,553	1,827,281	568,941	208,31	151,083	53,44	46,633	16,49	197	0,32	787,554	278,56

職傷とは休業3日未満のもの及び休業に至らなかつたものといふ

な災害には使用者が責任を負う制度が次第に普及するようになって來た。はじめはそのようなことに金を使るのは損だと考えていた経営者も、このごろではかえって、安全施設を十分ととのえて、災害のおこらないようにした方が、採算上も有利であることに気がつくようになり、職場の安全問題が労働問題の重要な部分として、資本家や経営者の注意をひくようになりますはじめ、人道上から考えられていた安全が、生産率の上からも考えなければならないことが、はっきりして來た。

特にアメリカでは、安全のために金を出しても利益の方が大きいといいう実際的理論的な調査研究によって、「安全は損にならない。」ということが常識となり、工場の安全施設に経営者が積極的に心をくばるようになって來た。

わが國ではどうかすると、事故があこってもあきらめるくせがついていて、その災害の深い研究をあろそかにし、ただ普通に安全は金をくって仕方がないといわれて來た。そして、なにかというと資材がないので安全装置まではできないといいうようなことがいわれて來た。

もちろん、わが國でも大正のはじめから、工場については工場法といいう法律やその他の法令で、鉱山については鉱業法その他の法令で、安全衛生施設を命ずる法令ができ、事業主の責任を重くする法令もいろいろは発達して來たが、これを歐米の主要産業国に比べると、なあ非常にあくれている。

こんど労働基準法ができる、今まであつたいろいろな安全衛生法規をひとまとめにすると同時に、その内容をいっそうととのえるようになったことは、衛生の章でのべた通りである。しかし、どんな法律も民衆によって実行されなければ、重要な意味を持たないだろう。

## ・2 どのような災害がおこっているだろうか。

わが國では、工場災害について教えるような統計は不十分であり、現在いろいろな注意が行われているが、一應このよだれ戦争破壊に至

る前の工場の死傷災害を左表で調べてみよう。

この表は簡単なものではあるが、きみたちに、どんな種類の産業に、どのような傷害があるかという、だいたいの傾向をわからせるだろう。

産業上の傷害はどういう人々について多いかといふと、実はちょっと油断をすれば、だれにでもあこりやすく、一口にはいえないが、心身の発育の十分でない、しっかりした力を持っていない年少工や未熟練工や心身に欠陥を持っているもの、または働くという意志を持たず、いやいや作業するものなどに、多いようである。しかし、けがの多少ということは、その時々の実際の作業に適当な注意をはらったかということによつてきまるのだから、安全に対する注意や訓練はだれにでも要求されるものと考えるのが適當だろう。

また災害を受ける回数は、1年を通じ1回もけがをしないものが大多数を占め、1回のものがこれにつき、2回のものは少なく、3回以上のものはごく少数となっている。中には災害頻発者といって、年に4、5回、多いものは10回くらいがをする人がある。安全訓練にはこのような特別の人の訓練ももちろん必要であるが、基本的には一般工員を訓練して、年に1回、または2回けがをする人々を少なくすることがたいせつである。この人たちがもし半減するならば、工場全体の災害率はいちじるしく減少するだろう。

昔は新入工にけがが多いとされていた。もちろん現在でもそうであるが、最近は昔少なかった熟練工に、けがが多くなっていることが目だつて來たといわれている。これはこの熟練工といわれる人々の年齢から考えて想像される生活全体の苦しみ・過労・心配が、けがのもとになっているのではないかと思われる。

以上は主として人体に対する災害についてであったが、災害による物的な損害額はどうだろうか。このことについては、わが國の統計や調査ではあまりよくわからない。これは損害保険が火災保険ほど發達

していないこと、そのため保険から金を受取るあてがなければ損害額などを数字に表わそうとしないこと、すんだことはしようがないとあきらめていること、今まで低賃金で海外市場との競争にたえたから、合理的に解決しようとしたかったこと、などによるのだろうが、わが國ではしっかりした災害の損失額は計算されていない。

アメリカの専門家は災害のために直接かかる費用——医療費とか補償保険費とか——は、その災害によって間接にかかる費用——たとえば災害を処理するためにかかりあつた係員や同僚の損失する時間、一時作業を休むための損害、附近の労働者のたちさわぐ時間のむだ、動力のむだ、機械材料の損失、被害労働者のかわりに新しい人を教育しなければならないむだ、さらに葬儀のための従業員の時間のむだ、等々——の4分の1以下であるといつてゐる。そしていっさいの災害数や災害損失額が計算される。わが國でもこうした調査や統計が行われ、それによつて生産向上の安全対策がとられなければならないだろう。

### 3 産業の災害はどうしたらなくすことができるか。

すでに述べたような工場の災害は實に高價につき、災害のあこることは望しいことではない。これらの災害はなくすことができないものだろうか。アメリカのある工場では適当な保護装置と安全方法とを採用した結果、それまでの事故の90%をへらしたといふ。また1926年から1939年までに、アメリカの産業災害は頻度において69%，強度において50%減じたといふ。いったいどうしたら災害をなくすことができるだろうか。

工場の安全は人と施設と作業との三つから考えなければならない。まず使用者は安全に対しての責任を持ち、安全で健康な作業場を設け、安全な機械と設備とをして安全な作業方法を採用しなければならない。

労働者もまた重大な責任を持っている。安全とは労働者のための安全なのである。安全は直接自分の身体・生命に関係することであるから、常に安全な方法を守ることをその仕事の一部と考え、安全法則を守り、職場を清潔にしたり整頓したりして、自分と自分の友人との安全に気をつける必要がある。

使用者と労働者とは安全に対してそれぞれ責任を持ち、民主的な委員会をつくり、力をあわせて工場の安全につくし、安全基準を高めて、産業上の事故を少なくすることに協力すべきだろう。安全であれば、労働者は安心して思う存分働くようになり、その結果として自然に仕事や生産の能率があがるものである。

次に主として労働者の守らなければならない安全心得の二三について述べてみよう。まず、日常生活では、健康第一にして、適当な休養を取ることがたいせつである。過労はいろいろな事故のもとになるからである。そして休養は正しく取らなければならない。仕事を休めば休養だと思ってはならない。日曜日などにだらしなく遊ぶと月曜日にはかえって事故が多いといわれている。全体としての正しい生活態度がたいせつである。睡眠を適度に取って毎日の活動のリズムを規則正しい、生き生きしたものにしなければならない。生活がみだれないと健康をそがない、けがのもとになる。また心を常に楽しく持っているような生活が、災害防止上にたいせつである。心配事がある時には作業に身がはいらないばかりか、思わずがをすることが多い。

服装はきちんとして、ひっかかるところがないようにしておくこと、ほころびや破れは修理しておくこと、油のしみた作業服などは引火のおそれがあるから洗たくしておくこと、帽子をかぶること、女子は髪の毛をみ出さないように注意すること、裸で機械作業をしないこと。

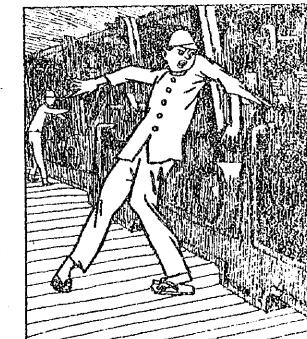
職場は常に清掃し、整頓しておくこと、これを作業の一部と考える

こと、工具類や材料製品は必ずきまったく所におくこと、特に重いものは積み重ねに気をつけ、あて木・枕・綱などでくずれないようにすること、消火器置場・消火栓・出入口・非常口・配電盤・マーンスイッチなどのそばには物を置かないこと、火を引きやすいもの、爆発しやすいものなどは、いれものに赤色でその内容物をはっきり示し、必ずきめられた場所におくこと。

職場においての通行の注意もたいせつである。左側通行をしっかりと守り、やたらに走らないこと、曲り角には特に気をつけること、荷物を持ったものには道をゆずること、ポケットに両手を入れたまま歩かないこと、あぶないところはできるだけさけて通ること、などの注意が特にたいせつである。

その他、作業前・作業中・作業後の諸注意・電気・安全装置等の取扱いについての守るべきこと、火災予防及び消火についてのきまりなど十分に気をつけ、必要な訓練を受けることがたいせつだろう。

とかくわれわれは油断して「これ



工場での事故

くら」とか「一度だけなら」とか  
いって安全法則を無視しやすいもの  
であるが、統計の示すところによれば、  
このような人たちには必ず悪い  
結果が来る所以である。取りかえしが  
つかなくなつてから、いくらやん  
でもだめである。

われわれはそれぞれの作業における  
安全心得を常識として身につけ、  
それを習慣とするように十分守らなければ  
ならない。それで、経営者が施設を十分に安全なものにし、労働者が正しい作業方法で生産にしたがえば、工場の災害の大半は防止されるだろう。

安全は、人と施設と作業について不斷の用心を必要とする。なほ作業心得を守ると同時に、常に作業方法や技術について反省を加え、いろいろなむだを排除し、作業を合理的にし、その能率の向上をはかつて行くことが必要だろう。安全に気をつけることによって能率があがり、作業を能率化することによって安全が期待されるので、能率と安全とは常にともにあるのである。

労働基準法第50條によれば、「使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該事務に關する必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない」ことが定められている。

さらに第53條で、「一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない」ようになっている。

安全管理者の資格と職務については、労働安全衛生規則に定められているが、その任務は非常に重大である。さらに規則によって安全委員会がつくられ、多くの意見を集めて、従業員のひとりひとりまでこ



安全週間のポスター

とごとく災害防止の方法が行きとどくように考えられている。)

ここに注意したいのは、このような安全管理者や安全委員会ができるても、事業の全体の責任者や労働者が、安全について関心を持たなくなったり、人任せとなつたりしてはならないということである。安全への実行は必ず全員が自分のこととして守らなければ、決して実現されないものだからである。安全は労働者のためのものだからである。

#### 4 災害による負担をどうして軽減するか。

災害はわれわれの希望するものではないが、すでに見たように、現在の事情ではやむを得ずひんぱんにおこっている。このような災害の結果については、できるだけその負担をみんなで分け持つ方法を考えられなければならない。

労働基準法では、労働者が業務上の原因で負傷したり、病氣にかかりたり、あるいは死亡した時は、使用者はきまった額の補償をしなければならないということをきめ、療養補償、休業補償、障害補償及び死亡した場合の遺族への補償、葬祭料などがきめられた。さらにこの法律の実行をたしかにするために労働者災害補償保険法がきめられ、災害疾病の犠牲となった労働者への補償を確保しようとしている。補償金額の決定については、労働者の利害にかかるところが多いので、それが民主的にきめられ、使用者側で一方的にきめられないような制度や組織も考えられている。

このような國家による保障のほかに、災害による損害をみんなで分けて負担する目的で、民間にも各種の保険会社がある。

事故によって災害を受けても、それがもと通りになればまだよいが、一生不具になったり、働きないからだになる者も少なくない。これらの人々に対する取扱いも重要である。災害によって不具になる人々は、毎年非常な数のぼるといわれているが、この人たちが職業へ復帰できるように、真剣に考えられなければならない。もし使用者側が

それができない時は、社会や政府は、職業復帰に対し十分な援護をしなければならない。これは慈善や救済事業としてではなく、産業の犠牲者に対して当然しなければならないことである。この点が十分でないと、生産にたずさわる人々は安心して働けないことになる。

不幸にして犠牲になった人々は、ただ金を與えられているだけでは、とても長くたえられないだろうし、生きがいのない、そのような生活は欲しもしないだろうし、社会としてももっと能率的なことを考えなければならない。そのためには、何よりもまず職業復帰ということにあらゆる手が盡されなければならないだろう。このことがよく行われないかぎり、その社会は、産業安全の上からいって、健全なものということはできない。

わが國では戦争や交通事故や産業災害によって、手足を失ったり、失明した者をはじめ、健全な生活を送ることができない身体障害者たちは、全國で約50万人に達しているといわれるが、これらの人々に対する、積極的な対策は、まだ十分に施されているとはいえない。われわれは、これらの氣の毒な人々のために、氣持のよい社会生活を保障できるような文化國家の実現を考えようではないか。

### 学習活動

- 1 想ね事故によって不具になった人々の実例を調べ、その原因は何であり、その結果はどうなったかを話しあうこと。
- 2 機械の進歩は人間の生活を安全にしただろうか。いろいろの実例によって検討してみること。
- 3 家庭において事故を調べ、その原因を表にしてみること。
- 4 きみたちのクラスでのけがを調べて、それが家庭生活においてであったか、社会生活においてであったか、を調べて統計にしてみること。
- 5 附近の警察署をたずね、その地方の交通事故の特徴を調べて、それの対策について話しあうこと。
- 6 きみたちは交通事故をへらすために社会的にどのような協力をしたら

よいか、話しあってみるとこと。

- 7 きみたちの学校の生活はどのような乗物を利用して通学しているだろうか。またどのような交通事故がおきているだろうか。表にしてみて考察すること。
- 8 産業の進歩と安全とが調和していない実例を調べてみると。それによってどのようなことを知り得たかを討議すること。
- 9 きみたちの附近の工場をたずね、労働者の事故の状況について調べてみると。会社側の人と労働者側の人との話のくいちがいはないだろうか。
- 10 労働基準法について専門家から話を聞くこと。できれば工場の実際にについて説明を聞き、きみたちの研究を深めること。
- 11 ある工場について、安全のための施設がどのように行われているかを調べること。

## 第3章 火事を防ごう

### I 火災の國日本

戦後の復興を急がれている日本では、今盛んに家が建てられているが、毎年建てる家の約5分の1前後が焼けて行く、といったら、きみたちは驚くだろうが、昭和21年の全國新築延坪数が475万坪あったのに対し、焼失坪数は107万坪であり、昭和22年の全國新築坪数は、約64万坪であるが、焼失坪数は約118万坪である。ひどいところの例をとってみると、秋田県では、昭和22年に2万6千坪の新築坪数に対し、4万坪の焼失坪数で約1.5倍、昭和22年には2万2千坪に対して6万7千坪で約3倍にのぼっている。

このような火災状況を発生件数からみると右表のようになる。

これによると、戦争中よりは戦後が火災発生件数が多く、さらに21年22年と、ますます増加の傾向にあることがわかるだろう。これを一日平均としてみると、昭和22年には毎日51回の火事がどこかで起こっているということになる。

さらに火災による損害額をみると、上表のようになっている。もちろん損害額の計算には物價がずっと高くなつたということを考えに入れなければならないが、それでも損害額が非常にふえていることがわかる。きみたちは、6・3・3制という画期的な教育制度の実施のために、國家がどれだけの予算を出したかを調べてみたまえ。昭和

年別火災発生件数	
昭和19年	12,381
昭和20年	10,920
昭和21年	14,460
昭和22年	18,806

年別火災損害額	
昭和19年	228,227,448円
昭和20年	722,601,096
昭和21年	3,333,052,481
昭和22年	10,864,193,586

(國家消防廳の資料による)

22年に焼失しただけの資材と金とをもってすれば、6・3・3制は一年で完全に実施されてしまうことができるだろう。

さらに山火事といわれる山林原野の火災について見ると、昭和22年で、発生件数は2,918回、延坪数は約11,848万坪となっている。これだけの面積の材木を建築に使つたら、どれだけの家が建つだろうか。

一日も早く戦争の破壊から立ち直らなければならぬ日本、戦災者・引揚者・復員者のために早くあたたかい家を建てなければならぬ日本に、こんなに火災があつてよいだろうか。いったいどうしてこのような大きな数字の火災がおこるのだろう。

元来わが國の建物は木造であるため、昔から火災が多く、その建築も容易なため「火事は江戸の花」などといって、あまり火事を気にかけなかったきらいがあった。戦争により、家がたくさん焼けたため戦後は一軒の家に二世帯・三世帯も住み、台所でない所で炊事をしたり、また急造された家もかべのある家は少なく、燃えやすい間にあわせのブラックなどのため、火災がいっそう多くなっていると考えられる。さらに電熱器の利用がふえたことや戦後の解放的氣分が、火災に対して用心をゆるめたことも、火事を多くしていると考えられる。その上に消防ポンプがたいへんいたみ、いざという時に役に立たなかつたり、防火用水の用心がなかつたりして、火災が大きくなる傾向があるといわれている。

もちろん火災には火災のおきやすい自然的條件というものがある。天氣の日がつづき、強い風が吹き、空気が乾燥して來ると、火事がおこり、おこった火事は大きくなりやすく、特に山火事はおこりやすい。

今までの大火灾はこうした風の強い空気の乾燥した日に多かつたことがすでに知られている。このことはまた季節によって火災の発生件数が異なることからもわかる。

次の表をみると、いつが火事の多い月かわかるだろう。

一般に11月から翌年の4月までが一年中で一番火事の多い季節で、火災期といわれてすべての人々が特に火の用心をし、消防にあたる人々は警戒を特別に厳重にしなければならない時期である。

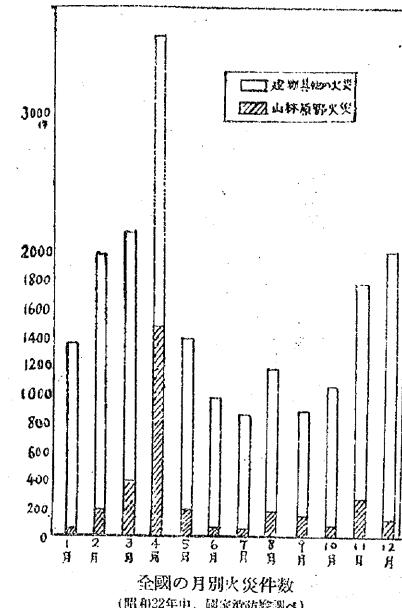
最近は空氣中の湿度や風力をはかって、非常に乾燥している日や

風の強い日には、火災警報が出されているから、一般の人々はこの警報の出た日は、特に火の取扱いに注意して、たき火や火あそびは絶対にしないように気をつけることがたいせつである。

## Ⅱ 火災はどのような原因からおこっているか。

火災の原因については、自然的原因や社会的な原因が考えられるが、直接原因がはっきりとしているものと、はっきりしていないものがある。昭和22年の調べによると、

原因のはっきりしていないもの	7.7 %
原因のはっきりしているもの	92.3 %
失火(不注意)	87.8 %
不可抗力	4.5 %



全国の月別火災件数  
(昭和22年中 国家消防調査)

不可抗力による火災とは、雷がおちたとか石灰が自然に発火したとかいうもので、全体の5%にもみたない。失火は全火災の90%近くを占めている。この失火による火災、すなわち、不注意による失火の原因と件数は次表のようになる。

もちろん火災の原因のひとつ、ひとつについては、いろいろくわしい原因がある。たとえば、煙突から火事になるといつても、煙突そのものが、火事になるのではなく、煙突の外に出ていている部分が軒のすぐ下にあったり、直接はめ板にくっついていたり、煙突がこわれてそこから火をふき出していたり、煙突からの飛火が近所の家の何かに燃えついた、とかいうことがあるわけだから、われわれは具体的によく考えて、火災原因の除去をはからなければならない。

次に火災の原因を市街地と村落地とに分けてその違いをみると、市街地には電気関係・油関係・機械摩擦等が多く、村落地にはたき火・取灰・かまど・火あそび・あんか・こたつ等が多い。電気関係はたいてい配電線がいたんでいたり、たき火や取灰はどれも残火の不始末によるものである。両者に共通のものには、たばこなどがある。いずれにせよ、われわれは火災の原因を一層科学的に調べて、対策をたて社会の制度施設などの改めるべき点は改め、人々の注意すべき点は大いに気をつけなければならない。

原因	件数
たき火	1000
かまど	800
とり灰	600
火あそび	500
えんか	400
ろう電	300
道管	200
あんか	150
火あそび	100
油あそび	80
火炎	70
つば火	60
こんろ	50
煙	40
いろり	30
ストーブ	20
自燃	10
内燃	5

おもな火災原因  
(昭和22年 国家消防調査)

## Ⅲ 火の力

人は火を使う動物であるといわれているが、食物を調理したり、へやを暖めたり、へやを明るくしたり、物を作製することなど、人間の文化が進むにつれて人々はますます火を使いつぶつて來ている。

火こそ、人類の文化を今日の高さに発達させた力といえる。しかしこの火は常に適当に管理されないと、人間の手からはなれ、人間の生活をあびやかすほのほとなる。ひとかけらの火は、それは七輪の炭火となり、たばこの火となって人間の飢をいやし、樂しみをますものではあるが、それはまたいっさいのものを焼きつくしてしまふもろしい力を持っている。

はじめにふれたように、戦後の日本には火災が益々多くなって来ていて、これによる犠牲も多くなって来ている。

火災による被害世帯数は昭和22年1ヵ年で全焼30,112世帯、半焼4,121世帯となっており、さらに死傷者は昭和21年で死者420名、負傷者1,675名、昭和22年は死者が485名・負傷者が2,695名となっている。火災はたくさん資材をなめつくしてしまうばかりでなく、尊い人体を傷つけたり、その生命をうばったりする。

実に火は人間の手のうちにある間は、人類の生活を照らす光であり、進化の原動力であるが、人間の手からはなれて作用する時には、人間生活をあびやかす最ももろしいものになる。

昔から「地震・雷・火事・ふやじ」といわれて來ているが、この中でやはり最も恐ろしいものは火事であろう。多くの人々はあるいは地震の恐ろしさをいうかも知れない。たしかに、地震は予知できない不安を持っている。が、その與える損害からいふと、地震よりは火災の方がずっと恐ろしい。大正12年の関東の大震災は、東京の大部分を焼き、およそ10万人の人命をうばったが、もしあの時、火事がおこらなかつたら、あんなにはならなかつたろうといわれている。

これは昭和23年6月の北陸地方の震災の時、大聖寺町は地震でつぶれたにもかかわらず、消防関係の人々の必死の努力によって火災を防ぐことができたため、損害がわりあいに少なかつたことからもわかる。

地震や風水害は物が破損されても相当部分は残るが、火災では全部

消失してしまうものである。火災は少しの物資をさらに少なくする。特にわれわれの前に多くの戦災者・海外引揚者が衣食住に苦しんでいる時、火災によってたいせつな物資が失われて行くようなることがあってはならない。

### 三 火の用心

では、どうして火災がおこらないようにするか。それには火災の原因についてよく調べ、だれもがおちいりやすい不注意をなくすことが第一である。

一番多いたき火であるが、これについてはどのような注意が必要だろうか。まず風の強い日であるとか、幾日も天気が続いている時などは、戸外ではたき火をしない方がよい。たき火をするにしても建物や燃えやすい物のあるところから離れてすることがたいせつである。普通そらしたもの30メートル以内の場所ではたき火をしないようにした方がよい。電熱器やアイロンを使う時は、過熱したり、使い忘れたり、スイッチを忘れないようにすること。ヒューズは正しいものを使って故障のないようにしなければならない。

家で火を使う時は、必ずだれか火のそばにいることが必要であり、取灰は瀬戸物か石か金属でつくった入物に入れて、ふたをしておくことがたいせつである。かまどのまわりには物をあかないようにして、きれいに整頓しておくことに気をつけなければならない。

煙突の火事は、破損・構造の不備・そうじの不良によるものが多いから、これを改善するとか、そうじをよくしておくことが必要である。

たばこの吸いがらによる火事が多い。これはきみたちに関係が少ないことかも知れないが、おとながなげなく捨てた吸いがらがもとで意外な火災がおこっているから、みつけたら必ずもみけようにしよう。火事はひとりの不注意からおき、しかもその結果は万人の不幸とな

る。われわれは火の用心が國民としての重要な義務であることを忘れないようにしよう。

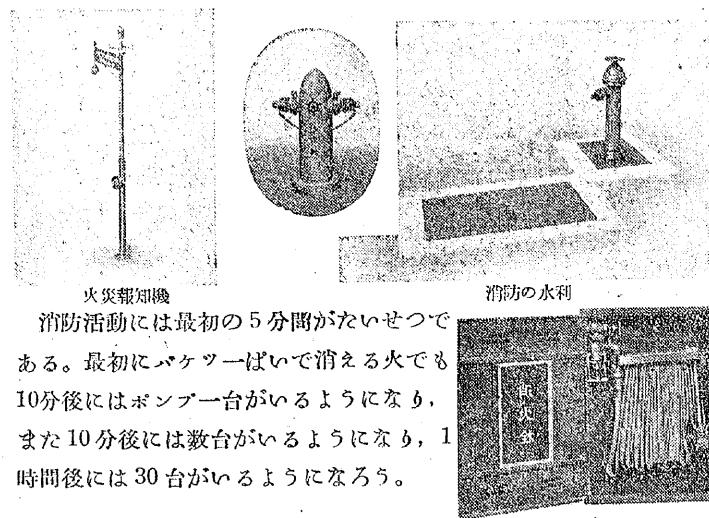
#### V 消防活動はどのように行われるか。

いよいよ火事となってしまったら、なるべく速く消防團や消防署へ知らせて、一秒でも早く消すことがたいせつである。どうかすると、自分たちだけで消そうとして、手おくれになってしまることが多い。日本の木造家屋は燃え出してから10分から15分位の間までに、一番強い火勢になってしまふから、まずむかせいに知らせて協力を得なければならない。そのためにはどうしたらよいだろうか。

火事を知らせるには、まず大声で近所へどなって、近所のものが消防團や消防署へ知らせるか、自分自身で知らせるかである。その方法は消防の詰所や交番や派出所が近くにある時は、駆けつけて行けばよいし、遠いところでは電話で知らせる。電話は何番にかければよいだろうか。近所の家ではあたがいに電話のある家を知りあっておくのがよい。近所に火災報知機が備えてあるところでは、そのボタンを押せばよい。

火事を知ったら消防團では半鐘をたたいて人を集めて火事場へ駆けつけ、常備消防や消防署ではすぐに出動する。消防自動車や消防ポンプが走っている時は、人も車もじゃまにならないようにわきに寄って停止して、消防隊ができるだけ早く現場に駆けつけられるようにしなければならない。

消防團や消防署に火の見台や望楼のあるのは日本だけだといわれている。望楼で見つける火事は、火事場から知らせないものであって、望楼で見つける頃には、その火事はもう大きくなっている。日本ではそれほど火事を知らせない人が多く、また知らせる電話や報知機が少ないので、時代おくれのようでも望楼がないと、火事は益々大きくなってしまうのである。



火災報知機  
消防活動には最初の5分間がたいせつである。最初にバケツ一ぱいで消える火でも10分後にはポンプ一台がいるようになり、また10分後には数台がいるようになり、1時間後には30台がいるようになろう。

#### VI 消防水利

は十分か。

多くの人々は消防ポンプが出動すれば、火事が消えるような氣持を持っているようであるがいくらポンプがあっても、水がなければ役に立たない。消防の水は池・沼・泉水・河水・地下水



消防自動車の活動

水・海水等の天然水を利用することもあり、人工的に工作された上水道・非常用水道・消防井戸等のものもある。最も理想的な消防水利は、非常時(防火)専用の水道であるが、現在多くの都市は上水道設備を採用している。普通上水道は飲料水の供給を主眼としたものが多いから、それでは非常の場合には水量が不足するので、非常時(防火)専用水利がどうしても必要になる。

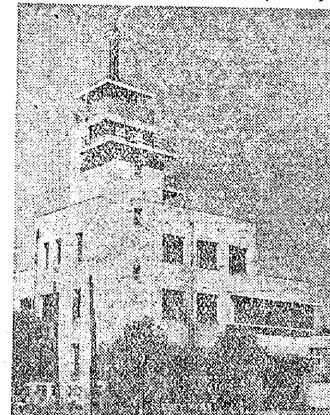
非常時用の水道を消防水利として施設するには、コンクリート管を街路の地下の適当な所に埋めて水を通し、50mまたは100mごとに吸水孔を設けるもので、非常の場合これにポンプをすえ付けて吸水するものである。貯水池は都市の路面や、空地の要所にコンクリートや厚板で水槽をつくって、火事の場合これを利用するものであり、防火井戸は地下水の豊富な場所に大きな打ち込み井戸をつくって、これを利用するものである。

現在日本の各地では、消防水利はまだまだ不完全であり、今後その充実に力をつくさなければならぬが、この不十分な施設を十分に活用するためにも、消防水利のそばに諸車やその他使用の場合、さしさわりとなるものをいかないようにすることがたいせつである。

#### Ⅶ 消防の制度や施設はどのように変わって来たか。

火災の防止や消火の仕事は、人々が協力してやらなければ効果がない。そこでその協力の組織、すなわち制度ができる来る。

わが國にややととのった消防制度ができたのは、徳川三代將軍家光



望 楼

の時代で、まず火消役2名がおかれ、4千石以上の武士がその役にあたり、その下に約500名の人が勤いた。人々はこれを定火消あるいは武家火消といった。その後数もふえ、いろいろと活躍し、制度もととのい、方面火消とか、火事場を見廻る制度ができた。特に明暦の大火(1657年)の後防火令がしばしば出て、瓦屋根・土蔵造りなどの防火建築が奨励され、火避地などができる。八代將軍吉宗の時に町火消または町方火消という自治消防ができる。この外に町家がたがいに協力してつくった店火消という私設消防もある。明和元年(1764年)に初めて龍吐水が町火消におかれたが、これはわが國で放水機をつかった最初といわれている。

明治になってからは機械もよくなり、制度もいろいろ変遷をした。明治8年にはフランスの「腕用きょう筒」を輸入し、明治16年にはドイツ製「腕用きょう筒」を輸入して各所に配置した。現在各地方の消防團が持っているのはこの型に近いものである。明治17年に馬で引く蒸気ポンプがイギリスから輸入され、その後ポンプも次第に改良され、現在のような自動ポンプにまでなった。

消防用水については、東京では明治17年に全市に230カ所消防井戸をつくったが、明治32年3月上水道完成とともにこれを廢止して消火栓を使うようになった。現在各地の上水道施設のある都市では消火栓を持つようになって來ている。

明治27年消防組規則ができ、全國に消防組が生まれ、その後昭和になって防空のことがやかましくなり、昭和14年警防團令が出て、消防組と當時民間にできた防空の自治体である防護團とがひとつになって警防團をつくり、消防組はなくなった。

昭和22年5月新しく消防團令ができて、前の警防團は消防團にかかり、その後少しうつりかわりがあったが、現在全國の都市や町や村にはそれぞれ消防團がつくられている。この消防團は、その町や村に住

んでいる人々の中から特にえらばれた人々によってつくられている。

消防團員の人たちは、ふだんは自分の家に住み自分の仕事をしながら、きみたちの住んでいる所に火事がないようにし、火事がおきたらすぐかけつけて来て消すような訓練をうけている。ひとたび火事がおきれば、どんなに忙しい時でも、又寝ている時でもすぐはねむきて、近い所のサイレンや半鐘をならして火事を人々に知らせ、火事場に出動して消防の仕事に従事する。

このような消防團は全國で1万以上あり、自動車ポンプは概数で大型3,100台、小型450台、三輪自動車ポンプ570台、手びきガソリンポンプ18,100台、腕用ポンプ19,200台を備えて、警戒にあたっている。

大きな町や市では、火事がおきるとすぐに自動車ポンプで火事場に駆けつけられるように、消防團員の中から特別に訓練した人を、その町や市の吏員の待遇をもって専属の係員として消防の詰所で、毎日交代で火の番をしたり、電話当番をしたり、自動車の手入れをしたりして警戒についている。このような町や市が240くらいある。これを特に常備消防と呼んでいる。

常備消防では、前に述べた消防團の機械とは別に、昭和21年には大型自動車ポンプ685台、小型16台、三輪自動車20台、手びきガソリンポンプ86台が任務についている。

建築物が特に密集している東京や大阪のような大きな都市では、火事も多く、また大きくなる危険性があるので、消防團や常備消防のような規模の小さなものではとても防ぎきないので、消防官吏が専門的に火事の予防・警戒・防禦・人命救護等のことをやっている。昭和20年の調べでは、この組織は13都道府県48都市にあって、消防署の数は126、そこに勤務している消防官吏は22,000名近くになっていた。この消防署では大型自動車ポンプ1,503台、小型ポンプ7台、三

輪自動車ポンプ35台で警戒をしていた。

昭和22年警察制度の改正にあたって、これまで警察といっしょになっていた消防は、警察から分離され、官吏はその都市の吏員となり、官設消防は都市町村にうつされ、消防の仕事は都市町村ですることになった。

これは消防を民衆みずからの責任とし、民衆が自分の力をもってあたるべきものとする考え方にもとづくものである。

#### Ⅷ 火災損害の負担はどのようにして軽くするか。

火事はできるだけの手段をつくして予防し、それでもおこってしまった時は、できるだけ早く消してしまわなければならない。そのためいろいろな制度や施設があるが、さらに火災で生じた損害の負担となるべく軽くすることが考えられて來ている。そのおもなものは保険である。

保険は発生した損害をのものをへらすことはできないが、個人個人で負担すべき損害を全体で分担して行く組織である。現在の日本の火災保険制度は不動産保険と動産保険の二つにわかれていて、火災保険が火災損害として計上するものは直接損害だけである。

昭和22年1ヵ年のわが國火災損害額は、前に述べたように約108億円余であるが、これはすべて直接損害の計算である。しかし、間接損害、たとえば、工場の火災ならば、工場機械の焼失によって予定の利益が收められない損失、工場の焼失によって幾千人の工員の收入が非常に減少する損害、商店ならば商品の焼失によって予期した利益を收め得ない損失、家屋の焼失によって國家が営業税や家屋税を徴収し得ない損失等がある。

もし、毎年の火災損害にこの間接損害を計上したならば、その額はないへんなものであろう。

このような大きな損害はいったい誰が負うのであろうか。火事はすべてを灰にして世の中から形をうばてしまうから、國家社会の損害となることはもちろんあるが、それはまず個人の損失であろう。しかし個人は十分な額をもって火災保険に加入していることによって、その損失は補われるであろうから、したがってそれは個人の損とはならない。では火災保険会社の負担となるだろうか。しかし、火災保険会社は多数の加入者の積立金によって、これを補い、しかも会社は利益を得て経営しているから、会社は火災のために、少しも損をこうむってはいない。もし火災が多いような区域に対しては、会社は保険料を高くして損をうけないようにしてある。

社会のすべての人が、いつ、かかるかも知れない火災に備えて、各の財産の多少にしたがって保険に加わり、ふだん少額の金を積立てるこによって、一朝有事の場合その損失の程度によって損害を補うこの制度は、万人が一人のために危険を分担するという社会連帯の精神から出たもので、非常によい制度といえよう。

しかし、このことは世の中の人が火の用心を怠っていいということではなく、ますます火の用心をしなければならないということになる。なぜなら、すべての人が火の用心をして、火災が少なくなったなら、火災によって物が焼失しないばかりか、保険料金はさがり、すべての人の負担は少なくなり、個人個人の幸福は増大し、國家社会もそれだけ繁榮することになるからである。

#### 学習活動

- 1 附近の消防署をたずね、その地方の火災の状況について調べること。  
特に新築坪数と焼失坪数との比や損害高について調べて表にすること。
- 2 きみたちの地方の火災原因を調べて、その特質及び防火対策などについて話しあうこと。
- 3 きみたちは、地方の消防や火災予防のためにどのように協力しているか話しあってみて、実行方法をきめること。

- 4 きみたちの学校の消防組織はどのようにになっているか、それは有効にできているかどうか討議せよ。
- 5 附近の消防署をたずね、最近の消防制度の変遷について話を聞いてみること。
- 6 火災保険会社をたずね、火災保険の制度について調べてみること。生命保険の制度と比較してみること。

## 第4章 犯罪から社会を守ろう

### I 民衆を守る組織

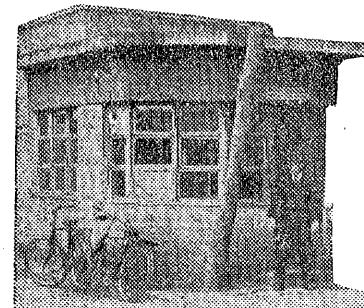
きみたちの家では夜寝る時、戸じまりをして寝るだろう。火の用心と戸じまりはきみたちの父や母が一番気をつけることだろう。この戸じまりは何のためにするのだろうか。それはいうまでもない、「どろぼうにはいられないようにするために」ときみたちはすぐ答えるだろう。用心深い家では、どろぼうのはいろいろいろな方法を予想して、かぎを幾つもつけたり、ベルを取りつけたり、犬を飼ったりしている。

もちろん、いなかへ行くと、夏などは戸もしまず寝るところはある。こうした地方はどろぼうの少ないところであろう。そしてこのような平和な社会は誰もが願うところであるが、しかし一般にはなかなかそうとはいっていない。もとはそうした所も多かったようであるが、今ではむしろ益々戸じまりを嚴重にしなければならないような世相になって来ている。これは次表によても知ることができよう。戦後の窃盜罪がいちじるしくふえたことを、きみたちはどう考えるだろうか。

このような窃盜や強盗やその他われわれの生命や財産に害を加えるようないろいろな犯罪を人々は、まずめいめいの力で防ぐようにつと

年 次	窃 盗 部						強 盗 部					
	発 生			検 察			発 生			検 察		
	件 数	指 数	件 数	率	人 員		件 数	指 数	件 数	率	人 員	
昭和 7 年	667,132	100	514,202	0.77	—	—	2,435	100	2,268	0.93	—	—
19	660,842	99	488,463	0.68	125,159	14,818	1,258	52	1,227	0.98	1,208	28
20	561,537	84	321,559	0.57	121,063	14,262	1,494	61	1,141	0.76	1,282	21
21	1,115,392	173	568,637	0.49	248,475	20,658	9,120	375	7,097	0.78	10,736	64

(昭和 7 年ノ指數ヲ 100 トスル)



まちの交番

めるが、ひとりひとりの力にはかぎりがある。戸じまりをよくし、犬を飼うというようなことは、ちょっとしたどろぼうを防ぐことにはなるが、いろいろな方法を考え、種々の道具や凶器を使い、時にはあわせい組になって目的を遂げようとして、はいって来る者は、それくらいのことでは防ぎ切れない。したがって昔から窃盜や強盗を防ぎ、火災を予防するために、隣近所の人々が協力して夜警や自警團の制度をつくって警戒して來たところが多い。これはきみたちの身辺にもみられることがある。世の中の治安の乱れているような時にはこのような民衆の自警組織が発達するものである。

しかし、このような警戒は、隣近所の人々が交替でやったり、夜番を雇ってやっている程度では十分ではない。世の中が複雑になって來ると、犯罪も複雑になって來るので、これを防ぐにはどうしてもしっかりと組織や強い力が必要になって來る。その社会をつくっているすべての人々が、力をあわせてこのような組織をつくり、運営して行かなければならない。

このような必要によって、警察・検察・裁判などの犯罪に対する民衆保護の一つなまりの制度が発達し、整えられて來たものと見ることができよう。もちろん、その発達の仕方は國により時代によって違っている。アメリカなどでははじめから民衆自身によって警察組織が整えられて來たが、わが國やドイツなどでは支配者による民衆の監督と

保護という形で警察制度がきて来た。いずれにせよ、こうした制度は平和を望む民衆の願いにもとづくものであった。

## Ⅱ 警察制度はどうになっているか。

これまでの警察に対する人々の感じ きみたちは「あまわりさんが来るよ」といって、おかあさんが泣く子をだましているのを見たことがありはしないか。ついこの間まではこうして子供の泣くのを止めよ



きるようにするものであるが、それは犯人を捕え人々に命令し強制するような強い力を持っているだけに、時の支配者によって、必要以上

に利用されて、その力はかえって人々の自由を圧迫するものと変わりやすかった。

わが國で近代的な警察制度ができたのは、明治のはじめであるが、はじめから國家としての監督や取締が強くあらわれていて、その仕事も犯罪人の検査から思想や政治の取締、各種の営業の取締、鉱山・工場・交通機関の安全や衛生、火災の防止など、関係する範囲が非常にひろかった。それに加えてその頃警察官になった人の多くは幕府時代の武士の出身であったため、どうしても一般の人々に対して、いばつてあたりやすかった。したがって國民は何事も警察に取締られていると思いややすく、何となく警察を恐れるようなかたむきを持っていた。大そうじなども、もともと自分たちの清潔衛生のために行うはずのものまで、警察が調べに来るからといって、何かそのためにわざわざ行られて來たのを、きみたちは知っているだろう。

新しい警察制度 しかし警察はもともと民衆のためのものである。警察の持っている力は、人々の生命・身体・財産を守り、治安の維持をはかるために限って用いられなければならない。日本では終戦後各方面の民主化にしたがって、警察制度もまたかえられるようになつた。こんどの警察制度の大きなねらいは次のような点にある。

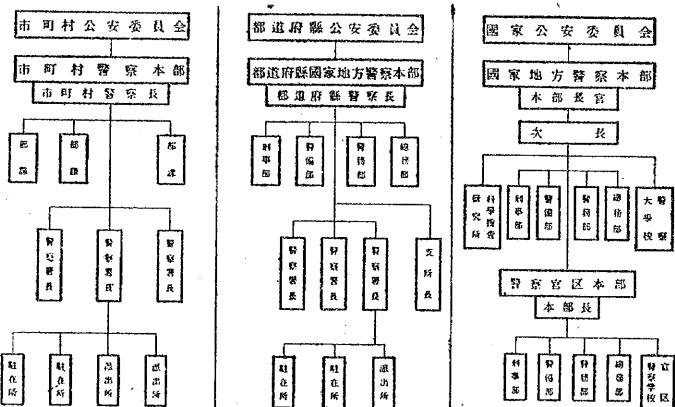
### (1) 警察の仕事の範囲を限定した。

今までの警察はいろいろな方面に関係していたので、取締が先に立って人々の権利や自由があさえられやすかった。それで今度は必要な範囲以上には警察の仕事がひろがらないようにした。これまでの消防が警察の手をはなれて独立し、衛生のことが次第に保健所の仕事になって來ていることは、きみたちの見ている通りである。新しい警察法はその第一條で、「警察は、國民の生命・身体及び財産の保護に任じ、犯罪の検査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする。警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであ

って、いやしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない」と述べている。

### (2) 國家地方警察と自治体警察との二本立としたこと。

これまでの警察は國家の警察だけであったが、今度その外に、新たに人口五千以上の市街的町村には、それぞれ独立の自治体警察をおくことになった。これは警察は本來民衆が自分自身を守るためにものであるという考え方によるものである。自治体警察は、全体をあわせて考えてみると、その受持つ地域のひろさ、人口・警察吏員の人数などからいって、非常に大きなものであり、その上國家地方警察が自治体警察について、いろいろな命令やさし図をすることは普通にはできないので、これまでの中央集権的な一本の警察制度とは、たいへん変わり、いくつもが併立する形となつた。これを図示すると次のようになる。

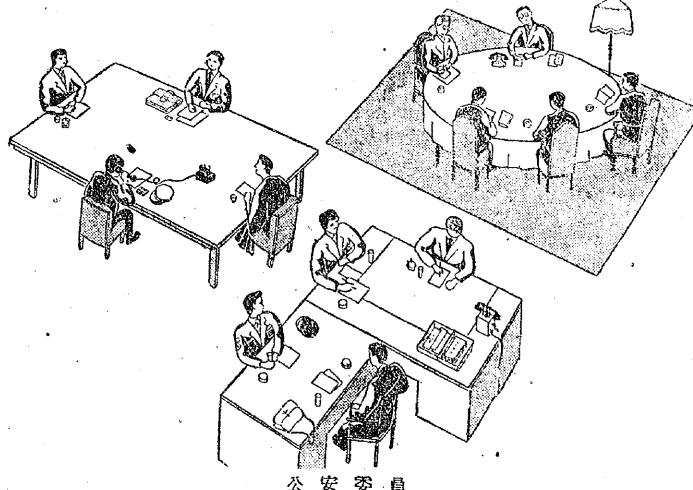


### (3) 公安委員会制度を取ったこと。

#### 新しい警察制度

警察のような強い力を持つものの責任をこれまでのようになくて大臣とか、警視総監とかいう一人の官吏の手にあくよりも、民衆から選ばれた公安委員の組織する会にあく方が、民主的であり、また公平な一貫した方針をたてることができると考えられるので、國家地方警察に

は、國家公安委員会や都道府縣公安委員会、自治体警察には市町村公安委員会、特別区公安委員会ができた。この委員会は内閣總理大臣や知事や市町村長の指揮を受けないで、民衆のために働くことができるようになっている。それらのあたがいのつながりについては前図の通



りである。新しい制度は昭和23年3月7日警察法の施行と共に行われるようになった。しかしそこにはいろいろな問題がある。自治体警察と國家地方警察との密接な連絡の必要、自治体警察が地方の顔役に不当に左右されないことなどがあげられている。しかし、これらの制度はもともと民衆の生命・身体・財産を保護し、治安を維持するためにあるのだから、われわれは新しい制度の正しい運営に力をあわせ、直さなければならないところは、いっそ民衆のためになるように改めて行くようにしなければならない。

### Ⅲ どうして犯人を見つけるか。

昔は犯人を見つけ出すのに、疑わしい人間をひっぱって来て、本人

の自白をしいた。疑を受けた者がどうしても自白しない時は、その人間をあどしたり、苦しめたりして拷問にかけた。この方法は人道上から望ましくない上に、苦痛のために心にもないこと自白したりするようになるので、その後拷問は禁ぜられるようになって來た。拷問にかけられた人は、有罪でない時にも苦痛をのがれようとして自白してしまうことがしばしばある。



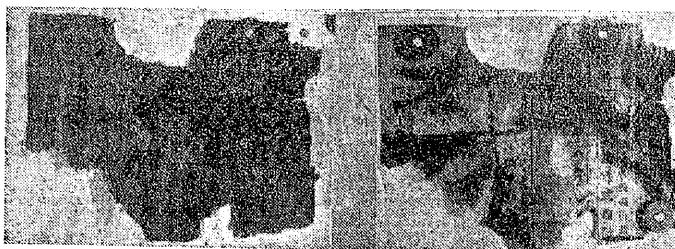
うそ発見器

わが國では明治のはじめから、自白がなくても、外に証拠があれば、裁判官の判断で有罪とすることができますように決められた。自白以外の証拠が十分にあれば有罪とすることができますので、証拠を集めるために力がそそがれた。しかし、実際は十分に証拠を集めることはむずかしいので、疑のある者を長い間警察に入れておいて、自白を求めるようとした。このために自白を強制するような拷問が、事実上行われたこともあった。

新しい憲法になって、人権尊重のたてまえから、疑わしいからといって長い間警察にとめておいたり、自白をむりにしいることはできないようになったので、捜査の重点は自白以外の証拠を集めることにあがれるようになった。したがって、捜査の方法も自白を中心にして勧だけにたよったりすることよりも、次第に科学的に行われるようになって來た。

かつて、ある家にあし入った男が、その家の主人に刃物で重い傷を

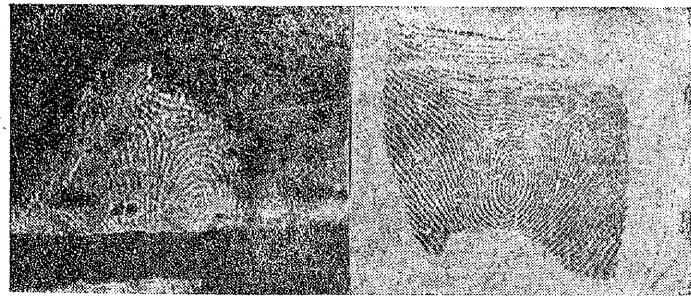
負わせて逃げた事件があった。あとに麻うらのぞうりが残されたので、そのぞうりについて科学的な試験を試みたところ、三池炭鉱から来る粉炭と牛豚などの脂ぼうが含まれていることがわかった。牛や豚の脂ぼうと関係のある職業といえば、中華料理店とか、西洋料理店のコックかボーイではなかろうか、また粉炭がついているところを見ると、工場か鉄道の駅附近と思われる。三池炭は主にS駅構内にあるからその附近のものではなかろうかという方針をたててさがしてみたところ、犯人はS駅構内の西洋料理店のボーイとわかったことがあった。



科学的の検査「ぬけて肉眼では何も見えない文書（左）に特殊光線を使うと文字がはつきり見えてくる（右）」

このように科学的な検査は、そこに残っている物のわずかな附着物についても行われる。その辺についている血を見れば、それが人間の血であるか、動物の血であるか、さらにそれは何型の血であるかがわかり、犯人検査の手がかりが得られる。一本の毛髪でも、その長さ、色・ちじれ具合・毛根のようすなどで、人間の毛髪か獣類のものか、からだのどの毛か、男女いずれのものかがわかる。同様に歯のあと、爪のあと、足あと、車のあと、筆跡、弾のあたったあとなどみな犯人検査の貴重な資料となる。

犯人をみわけるのに、今日一番有力な方法とされているのは、指紋による検査である。これは人の指紋は万人がみな違うものであることに目をつけたものである。

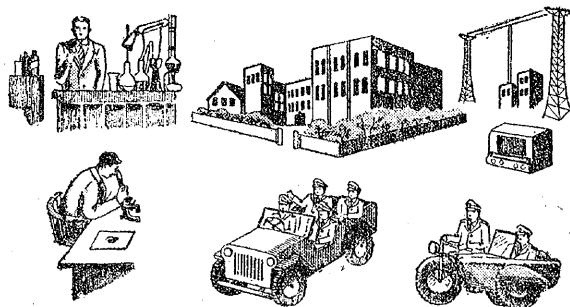


指紋による捜査（左は金瓶にこされた指紋。右は容疑者の指紋）

昔は人相書といって、人相によって犯人をみつけようとした。もちろん今でも手がかりを得るために使われることは、帝銀事件の例でもさみたちは知っているだろう。しかし、人相では双生子の場合や兄弟の場合、または他人のそら似などということがあり、あるいは整形術のような変相もできる。指紋の場合は双生子でも違い、また一生の間変わらないものとされているから、犯人の鑑定には最も確実な方法である。現在進んだ警察制度を持つ國々では、皆犯人の指紋を取っておく制度を持っている。新しい犯罪が行われると、その現場に残された犯人の指紋があればこれを取って、まずその指紋と同一の指紋の人間がこれまでに罪を犯した者の中にいるかどうかをさがし出す。もし見つけることができれば、それによってすぐにその犯罪人を捕えるような手配をする。もしこまでの指紋の中に見いだされない新しい人間であるならば、残された指紋をたよりにして、容疑者の指紋を取って、それとくらべてみて、真犯人かどうかを決定する。指紋のない場合は現場に犯人の残したこん跡を十分に調べ、これを科学的に検討して、捜査の方針をたてるのである。この外写真が犯罪捜査に用いられることはいうまでもないが、拡大した写真は時々人が見落したようなものを明らかにする。最近は取調べを受けている人が本当のことといっているかどうかを知る手がかりを得るのに、うそ発見器が研究されている。

— 73 —

ラジオが警察官の連絡や、犯人の追跡に利用されるようになっていることは、さみたちが M・Pのシープに短波の受信器や発信器があるのをみればわかるだろう。今や科学上の技術や発明は、いろいろな部面に利用されて役立って來ているし、また役だたせなければならなくなっている。日本でも科学捜査研究所などができる、理化学・法医学を



警察の近代化

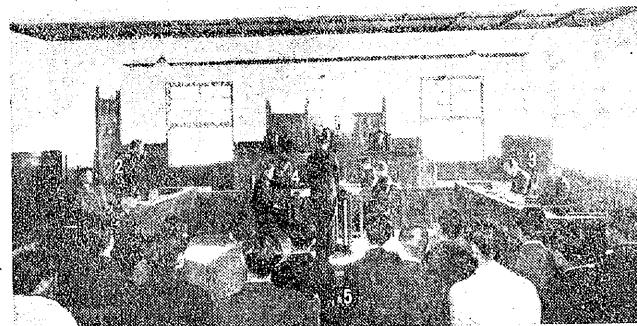
の他最新の科学を用いて、あらゆる方向から犯罪捜査の科学的研究をしようとしている。しかし、このような科学的技術の進歩は、犯人もまた利用しようとするだろうから、今後の犯罪はますます複雑になって行くであろう。したがって、このような犯人の捜査には、ただ取締関係の人々の努力だけでは不十分であって、民衆の組織的な科学的な協力というものが必要になる。

### Ⅲ 刑罰はどのようにして決められるか。

國や公共團體できめたきまりがその通り守られないと、國家社会の秩序はみだれ、人々の生命・身体・財産は保護されなくなってくるから法律を破る者がいる時は、これを取締らなければならない。警察はその第一線の取締機関であるが、警察官に協力を求めて、犯人を捜

— 74 —

査し証拠を集め、裁判所に訴えて出て法律の正当な適用を求める仕事は、検察官の仕事である。これを起訴という。検察官の仕事として注意されることは、さらに、起訴を猶予することである。これは犯人や犯罪のいろいろな事情を考えて、一應起訴しないことにすることである。このように、すべての犯罪が起訴されるのではなく、事情の悪い者が起訴され、その他は起訴を猶予される。



法廷（東京地方裁判所）

1 裁判官 2 検察官 3 弁護人 4 被告人 5 傍聴人

裁判所は検察官の訴にもとづいて、犯人が有罪であるかないか、有罪であるならば、どのような刑罰を科したらよいのかをきめる。しかしそれは裁判所が勝手にきめるのではなく、刑事訴訟法という法律が定めている厳格な手続によった後、裁判するのである。裁判上犯人として訴えられたものを被告人という。被告人は弁護人をつけて自分の行為を弁護することができる。検察官は証拠により被告人の犯した犯罪を証明し、それにはどの程度の刑罰が適当であるかという意見をのべる。裁判官は両者のいうところをよく聞き、証人を呼んで事情を聞いたり、証拠物をよくたしかめ、有罪と認められれば、法律にもとづいて罪を認定し、刑を言い渡す。この場合証人は真実の発見に協力する義務がある。

— 75 —

昔は罪も刑も、今日ほど法律で厳格にきめられていなかった。極端になると、その時々の裁判官の判断で勝手にきめられた時代もあった。現代では罪も刑も裁判を受ける手続も厳格に法律できめられている。

裁判所には最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・简易裁判所がある。（この裁判所に対応して最高検察廳・高等検察廳・地方検察廳・区検察廳がある）はじめの裁判に対して不服な者は、さらに上級の裁判を受けることができる。このように罪や刑、また裁判を受ける手続などを、法律で厳格に定めたのは、國家機関のはたらきを明らかにし、検査官や裁判官の独断を防ぎ、個人の人権を守ろうとするためである。憲法第三十一條は「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない」とのべている。

わが國の刑罰には、死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料の六種があり、附加刑として沒收がある。（刑法第九條）このうち死刑は人間の生命に関するから生命刑とよばれ、懲役・禁錮・拘留は人間の自由を制限するから自由刑と呼ばれ、罰金・科料は財産に關係するから財産刑といわれる。自由刑の執行は刑務所で行われる。

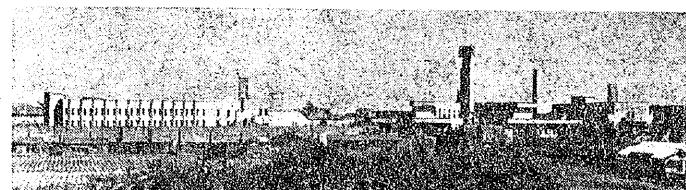
犯罪に対し刑が科せられるのは、悪いことをしたしかえしという考え方がないわけではないが、それによって人々が法律を犯さないよう自戒させたり、また犯人を隔離して社会を守ったりするための外、犯人を再び社会に有用な人間にたちかえらせるためのものである。このように刑罰は犯人に対する教育であるというように考えられて來ている。

これまで一度悪いことをして刑罰を受けると、世間からは前科者といわれて、本人は真人間になろうなろうとしても、人々が特別な眼を持って見ることが多かった。これは一度前科を持つ身になると、公職・医師・弁護士などの職につけないというように社会人としての資格の

— 76 —

一部分を取り上げられることによるものであったが、新憲法の精神により、新しい刑法は、刑を受けても一定期間善良に過した者からは前科者という名を消すような條文を含めた。（刑法第三十四条の二）

それほど大きな罪を犯してもおらず、十分悔いあらためている犯罪人を、刑務所に送ることが賢明かどうかは疑問である。またはじめて



刑務所

罪を犯した者などで短い期間の刑を言い渡された者を、刑に服せるとかえって他の囚人から悪い感化を受けることがある。そこで比較的軽い罪を犯した者で、今後再び罪を犯すかそれともない者に対しては、一應刑を言い渡すことは言い渡すが、適当な期間刑を行うことを見てやつて、もしもその期間をまじめに過ぎば、その刑の言渡しはその効力を失うことにしてしまう執行猶予という制度がある。これは今までよい成績をあげているので、新しい刑法では、その範囲をこれまで二年以下の自由刑にかぎっていたのを、三年以下の自由刑及び五千円以下の罰金にもひろげた。このような取りはからいは、刑罰をただ悪いことをした者へのむくいだといふように考へないで、犯人を人間として尊重し、もと通りの眞人間にしてやろうという、人間的な教育的な考え方によるものである。犯人の刑務所での取扱いが、最近非常に改善されて来たのも同じような考え方によるのである。

#### V 青少年の犯罪

きみたちは学生がピーナツや宝くじを売ったり、筋肉労働をしたり保険の外交員になったりしているのを見て、学生として学ぶにはまず

働くかなければならないということを、もうあたりまえのように考へているかもしれない。

しかし、戦争前までの学生というものは、だいたい学資に困ることは少なく、きちんとした制服で、学校や図書館に通い、いろいろな運動競技をして楽しんでいたもので、そのころの様子を知っている人からみると、今の学生はいかにもみじめなように思われる。しかし、また考へてみると、今は、苦しんでいるのは学生だけではなく、日本人がみんな苦しい生活を続いているのである。それでも、ひとたびは十数年前日本が、比較的物がゆたかで、秩序も整っていた時代のことを知っているから、今の世相は特殊な時代によるものと考えながら生活しているが、きみたち青少年は今より外の生活についてあまりよく知らないために、この混乱した社会がふつうと思って、あまり疑問を持たないかも知れない。もしそうだとしたらこれは恐ろしいことである。

戦争によって國民はうるさいのない苦しい生活をしいられ、爆撃や火災により心がすさみ、敗戦によりますます自信をなくし、混乱にさまようようになった。その上生産施設の多くはこわされ、物資が少なくなったため、人々はまず自分の生活を守るために、法規を犯してまで買出しや買だめをしようとした。人々は自分のことを考へるのに追われ利己主義となり、道徳心を失つて來ている。しかもインフレにより多数の國民は窮乏にあえいでいるのに、一方にはやみ利得者がぜいたくな享樂にふけっていたり、戦時のほりつめた氣持がゆるんで風俗をみだしたりしている者もある。

窃盗・詐欺・強盗などの犯罪は増加し、やみ取引や統制違反が多くなり、浮浪者や浮浪兒などのむれができて來た。

このような世相が、それでなくとも父兄や教師の出征や、家族の者の職場進出、あるいはまた疎開などで、学校生活の樂しみと、家庭生活のうるさいとをうばわれた青少年に、はかり知れない悪い影響をあ

たえているのはいうまでもなかろう。

ここに戦後の大きな問題として、きみたちとあまり違わない年ごろの青少年の問題がおこって来ている。

それはいったいどういう形で問題になってきているだろうか。

その一は、戦災孤児・引揚孤児というような家族のない子どもたちのことである。これらの少年少女は戦争のために父や母や兄弟がなくなったり、行き不明になってしまったり、外地から引き揚げる時に父母が死んでしまったといいたいへん氣の毒な少年少女である。これはみんな戦争をした國家の責任であるから、これらの子どもたちの保護や世話をについては、政府が十分にみなければならない。現在政府や地方公共團体はこのために不十分ではあるが、種々の手段方法を講じているし、いろいろな社会事業團体や特志家が救済の手をのばしている。しかしあれわれは、もっとこの少年少女たちのためになるよう考えて行こうではないか。と同時に、これらの青少年が、正しく強い心を持って、かれらをこのような運命に陥るんだ戦争が二度とおこらないような平和な社会をつくるために働くようになる道を、みんなで考えて、それを実現するように努力しようではないか。

その二是浮浪児の問題である。浮浪児はどうかすると、戦災孤児や引揚孤児と同じように考えられやすいが、これは区別して考えなければならない。もちろん戦争が終ったころの浮浪児の中には相当に戦災孤児が多かつたが、最近では実際に父や母のある浮浪児が多くなって來た。これらの少年はどうして家に帰らないで浮浪生活をしているのだろうか。元來新制中学生くらいの年齢の少年少女は、心持がぐらぐら動きやすく、戦前でも家出をし、放浪生活にはいったものもあるにはあった。戦後それが特にひどくなったのは、戦争による破壊の復興がうまく行かず、家庭生活にあちつきやうるあいがなくなつて來て、両親の保護もうすになり、校舎や施設がととのわないので学校があもし

ろくなくなつて來たためである。その反対に、やみとか盛り場がふえたため、そちらの方にひきつけられて、浮浪児と知りあって、浮浪生活にはいってしまうのであろう。

浮浪児はかれら自身教育も受けず、しっかりした社会人として成長することができないばかりか、浮浪生活によつて次第によくないことをおぼえて行き、犯罪を犯すようになりやすいから、家庭や社会や政府は、これらの少年を十分に保護し、指導することを考えなければならない。最近政府は浮浪児をなくす方針をいっそう徹底しようとしている。

その三是青少年の犯罪の増加ということである。青少年犯罪者は昭和11年を140とすると、昭和21年が240となっている。この数字は考え方によっては、敗戦という今までになかった混乱した社会からいえば、そうおどろくにたりない数かも知れない。しかし、ここで問題になるのは、昭和11年ころは、少年犯罪は社会におこるでき事としては特別であり、例外であったのに、戦後は少年の不良行為が急に増加して社会全体にみなぎり、犯罪としてあげられたものはその一部分であると考えられる点である。かつては純真そのもののように考えられていた農村の青少年に、不良行為や犯罪行為が目立つて來たのも、最近の特徴といえよう。特にこのごろの傾向としては、凶悪犯がたいへんふえて來て、青少年による凶悪犯の数は、ひとをふくめての凶悪犯の数のほとんど半分に達するという、まことに恐ろしい状況である。

いったいこれらの少年は、どのようにして犯罪を犯すようになって行くのであろうか。これについては、いろいろな経路があろうが、だいたい次のようである。

- (1) 家をきらい、学校の勉強を怠るようになる。
- (2) 盛り場をうろうろと歩きまわる。

- (3) そういううちに、不良少年を知り、あやまつた英雄主義から、その行爲をまねるようになる。
- (4) 金がなくなくなると自分の物を売りはらう。
- (5) さらに家の物を持ち出して売る。
- (6) 時々家をあける。
- (7) ついに家出して浮浪生活にはいる。
- (8) 人をごまかして物を取ったり、盗んだり、おどして物を取る。
- (9) 人を傷つけたり、強盗をするようになる。

これらの少年は團体を組織し、集団的に行動する者も多くなっている。浮浪兒の八割までが犯罪を犯しやすいといわれている。きみたちはこのような状態にあちいらぬような正しい強い力や、よい友人の組織を持たなければならぬ。

少年が罪を犯して警察にあげられると、検察廳に送られ、さらに家庭裁判所に廻される。重い罪を犯した場合は、少年観護所に留置されたまま家庭裁判所の審判を受ける。家庭裁判所は少年保護のために新しく設けられた役所で、普通の裁判所のように刑罰を科することはない。親のような氣持で少年の身心の状況や家庭・友人関係等を十分調査して判断する。もし犯した罪が重い時は、検察廳に送り返され、普通の裁判所の審理を受け、有罪ときまれば、少年刑務所に送られる。

反対に不良性がうすく、本人が悔い改めることを誓って、その見込のある場合は、そのまま自宅に帰したり、あるいは、児童相談所に送るが、その見込の立たない場合は、本人の善導のため、次の三種の保護所の中の一つを決定する。

- (1) 地方少年保護委員会で観察する。
- (2) 教護院または養護院に送る。
- (3) 少年院に送る。

地方少年保護委員会には多数の保護委員がいて、観察に付された少年を分担して受持つ。保護委員は少年の良い指導者になり、家庭や学校や警察その他少年の関係するあらゆる方面と協力して、少年の善導につとめる。そして成績が好ければ観察を解くが、成績が悪ければ家庭裁判所の審判を求める、場合によっては少年院に送ることになる。

少年院は少年をいれて、良い少年とするために教育する。ここでは厳格な規律のある生活をさせるが、刑罰ではないから、前科にならないし、また一定の期間というものはなく、本人が身心共に健全になった時に退院させることになっている。

犯罪は犯さないが、目にあまる不良行爲をする少年に対しては、児童相談所と家庭裁判所が力をあわせて善導する。程度の軽いものは、教護院や育児院のような養護施設で世話をすると、不良性の強い者は14才以下ならば、児童相談所から送られるのを待って、また14才以上ならばそのような制限なしに家庭裁判所が審判して、前に述べた手続きを取るのである。

少年はこうしていろいろの所で、それぞれの指導を受けるのであるが、最近は少年犯罪がたいへんふえて來たため、これらの施設は不足して來ている。そのため、少年の愛護指導の目的を十分に達し得ないありさまであり、またこれらの施設を出たとの青少年の指導についても社会が十分に考えていないので、再び犯罪をくりかえす者が多いのは残念である。

青少年のこのような問題を解決し、児童が心身共に健やかにいつくしみ育てられるように、政府はいまでもなく、すべての児童の保護者・社会人・公共団体の責任ある活動がのぞまれている。政府機関としては文部省はいまでもなく、厚生省には児童局、法務廳には児童矯正局、労働省にも婦人少年局ができている。法律としては、児童福祉法が制定されたり、少年法が改正されたりした。またきみたちの町

や村は P.T.A や部落会の活動、あるいは公民館の利用を通じて、青少年の善導につとめているだろう。今後これらの機関のはたらきや、法律の運用が期待されている。しかし、根本は青少年自身が、しっかりすることである。きみたち少年が自分たちでしっかり考えて行くことが、大きな力になる。はじめにのべたように、この戦争とともに大きくなったりきみたちには、今の混乱した様子があたりまえに感じられるかも知れないが、このためにあちついた氣持を失ったり、あらあらしい勝手気ままな行動をしたり、良心をまひさせてはならない。社会的に何が善であり惡であるかをよくわきまえるようにし、「千万人といえどもわれ行かん」という強い正義感を持たなければならぬ。

#### 学習活動

- 1 きみたちの住んでいる所にはどのような犯罪がおこっているか、話しあってみること。できれば派出所や警察署をたずね、最近の犯罪傾向を聞いて表をつくり、それをもとにして話しあうがよい。
- 2 そのような犯罪をきみたちの家や部落ではどのようにして防いでいるか。みんなで研究した上で、その方法や効果などを話しあって、もっと有効にするためには、どのようにふうや努力が必要かを明らかにすること。
- 3 改正前の警察制度の組織図表をつくって、新しい警察制度と比べてみて、その相異点を明らかにし、学級に説明すること。
- 4 昔行われたいろいろな犯罪捜査方法や裁判方法を調べて、それがどんな点で基本的入権を無視したものかを話しあってみること。現在にはそういう問題はないだろうか。
- 5 附近の裁判所をたずね、法廷を見学させてもらい、できたなら、実際の裁判を傍聴し、被告人・弁護人・検察官・証人・裁判官などのはたらきを実際に知ること。
- 6 刑罰の一つ一つについて、それは実際にどういう内容のものかを明らかにすること。
- 7 犯罪人の更生のために、國家や社会はどのような努力をしているかを調べ、それはどのような効果をあげているか話しあうこと。また、それについて改善すべき点はないだろうか。あつたらどうすればよいか。その

方法について討議すること。

- 8 友人の間に不良化したり犯罪を犯しそうなものがある時はどうしたらよいだろうか。きみたちの学校や部落にはこのためにどのような組織ができているか。またその活動は有効に行われているか。話しあってみること。

## あとがき

きみたちはこれまで病氣・けが・火事・犯罪などについて學習して來た。これら一つ一つは昔から人間がなくそうとつとめていることである。かって人間はこれらの生命財産をおひやかすいろいろな危険や不安を、人間の力ではどうにもならないものとして、あきらめたりしたが、これらの危険や不安のあるものは、科学の發達、社会生活の進歩によって次第に少なくされて來た。實に文明の進歩とはこうした不安から、人間が人間を解放して行くことであるといえよう。しかし、また一面には、社会生活の変化は、新たな危険や不安を絶えず生み出した。國家社会の政治がこれらの問題の解決を重要な使命として當まれなければ、ばほんとうに民主的な社会を發展させることはできない。

特に戦後のわが國では犯罪や火事のようなものはむしろ増加して來ている。われわれは、これらの問題についていろいろと心をもち、科学的な技術や知識を身につけ、健康で安全な楽しい生活をきずいて行かなければならぬ。それはわれわれひとりひとりのばらばらな注意や努力ばかりで実現されるものではない。社会のすべての人が合理的に協力してこそ一步一步実現されて行くものである。

特にすべての病氣や事故や犯罪は、生活が貧しいことに原因することが多い。生命財産の保護のためのいろいろな施設や制度が実際に役に立つためには、生産が盛んになり、物がゆたかになることが必要である。われわれは力をあわせて、ゆたかな平和な社会をつくるように努めようではないか。

社会科 12  
生命財産の保護  
Approved by Ministry of Education  
(Date May. 16, 1949)

昭和二十四年五月二十日 翻刻印刷  
昭和二十四年六月二十日 翻刻発行  
(昭和二十四年六月二十日 文部省検査済)  
定価金拾四円貳拾銭

著作権所有	文 部 省
発 行 所 東京都文京区久堅町一〇八番地	印 刷 所 東京都文京区久堅町一〇八番地
日本書籍株式会社工場	日本書籍株式会社 代表者 木村淵之助

